



長崎市子どもの貧困対策推進計画



令和 5 年 3 月
長 崎 市



ごあいさつ

長崎市では、「長崎市第五次総合計画」、「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を目標に掲げ、子育て家庭などの市民のニーズを踏まえながら、時間や場所の切れ目のない支援に取組むことで、安心して子育てができる環境づくりに努めているところです。

しかしながら、子育て支援に関する施策は、福祉、教育、雇用など問題が多岐に渡り、近年の新型コロナウィルス感染症も影響し、子どもの貧困が大きな問題となっています。

こうした状況の中、本市で実施した「長崎市子どもの生活における実態調査」において、経済的に困窮している世帯の子どもたちは、他の世帯と比較して心身の健康や学習状況など様々な点で、より困難を抱えていることが確認されました。

そこで、本市では、すべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖するがないよう、「長崎市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

今後は、この計画のもと、市民ニーズなどの現状をしっかりと把握しながら、子育てに関する情報発信を行い、国、県をはじめ関係団体とも連携し、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な課題に対し、全庁一丸となって取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言を賜りました「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、実態調査やパブリック・コメントにご協力いただきました市民の皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

令和5（2023年）3月 長崎市長 田上 富久

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の策定方法 | 3 |
| 5 計画策定にあたっての用語の定義 | 3 |
| 第2章 長崎市における貧困の現状等 | 4 |
| 1 子どもの貧困の状況 | 4 |
| (1) 全国の子どもの貧困率 | 4 |
| (2) 長崎市と長崎県及び全国の子どもの貧困率の比較 | 5 |
| (3) 長崎市の要保護世帯等の子どもの現状 | 6 |
| (4) 長崎市のひとり親世帯の現状 | 8 |
| (5) 長崎市の子どもや保護者の生活状況等 | 10 |
| 2 調査結果から見えた長崎市の課題 | 34 |
| 第3章 計画の基本理念、基本方針及び重点施策等 | 37 |
| 1 基本理念 | 37 |
| 2 基本方針と重点施策 | 37 |
| (1) 基本方針 | 37 |
| (2) 重点施策 | 38 |
| 3 重点施策ごとの指標と目標値、目標を達成するための基本施策 | 39 |
| (1) 計画の指標と目標値 | 39 |
| 4 施策体系 | 44 |
| 第4章 計画の具体的な取組み | 45 |
| 1 教育の支援 | 45 |
| (1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上 | 45 |

| | |
|---|-----------|
| (2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実 | 45 |
| (3) 大学等進学に対する教育機会の提供 | 46 |
| (4) 特に配慮を要する子どもへの支援 | 46 |
| (5) 教育費負担の軽減 | 47 |
| (6) 地域における学習支援等 | 48 |
| (7) その他の教育支援等 | 48 |
| 2 生活の安定に資するための支援 | 49 |
| (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 | 49 |
| (2) 保護者の生活支援 | 49 |
| (3) 子どもの生活支援 | 51 |
| (4) 子どもの就労支援 | 52 |
| (5) 住宅に関する支援 | 53 |
| (6) 児童養護施設等の措置解除後の支援 | 53 |
| (7) 支援体制の強化 | 53 |
| 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための 就労の支援 | 55 |
| (1) 職業生活の安定と向上のための支援 | 55 |
| (2) ひとり親に対する就労支援 | 55 |
| (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 | 56 |
| 4 経済的支援 | 57 |
| (1) 子育てに関する経済的支援 | 57 |
| (2) 養育費の確保の推進 | 57 |
| (3) 教育費負担の軽減 [再掲] | 57 |
| 第5章 計画の推進 | 59 |
| I 計画の推進体制 | 59 |
| 2 計画の進捗管理等 | 59 |
| 資料 | 60 |
| I 長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催状況 | 60 |
| 【参考資料1】 国の「子供の貧困対策に関する大綱」(抜粋) | 61 |
| 【参考資料2】 長崎県子どもの貧困対策推進計画 (抜粋) | 68 |

第Ⅰ章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると「子どもの貧困率」は平成24（2012）年の16.3%を頂点に減少に転じてはいますが、平成30（2018）年では13.5%と、依然として子どもの約7人に1人が貧困状態にあるという状況となっています。

このような状況を踏まえ、国においては平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」といいます。）が施行され、同年8月には法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、令和元（2019）年9月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなどが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定され、令和元（2019）年11月には、国の新たな大綱が策定されています。

長崎県においては、平成28（2016）年3月に策定した「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を改定し、令和2（2020）年10月に「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

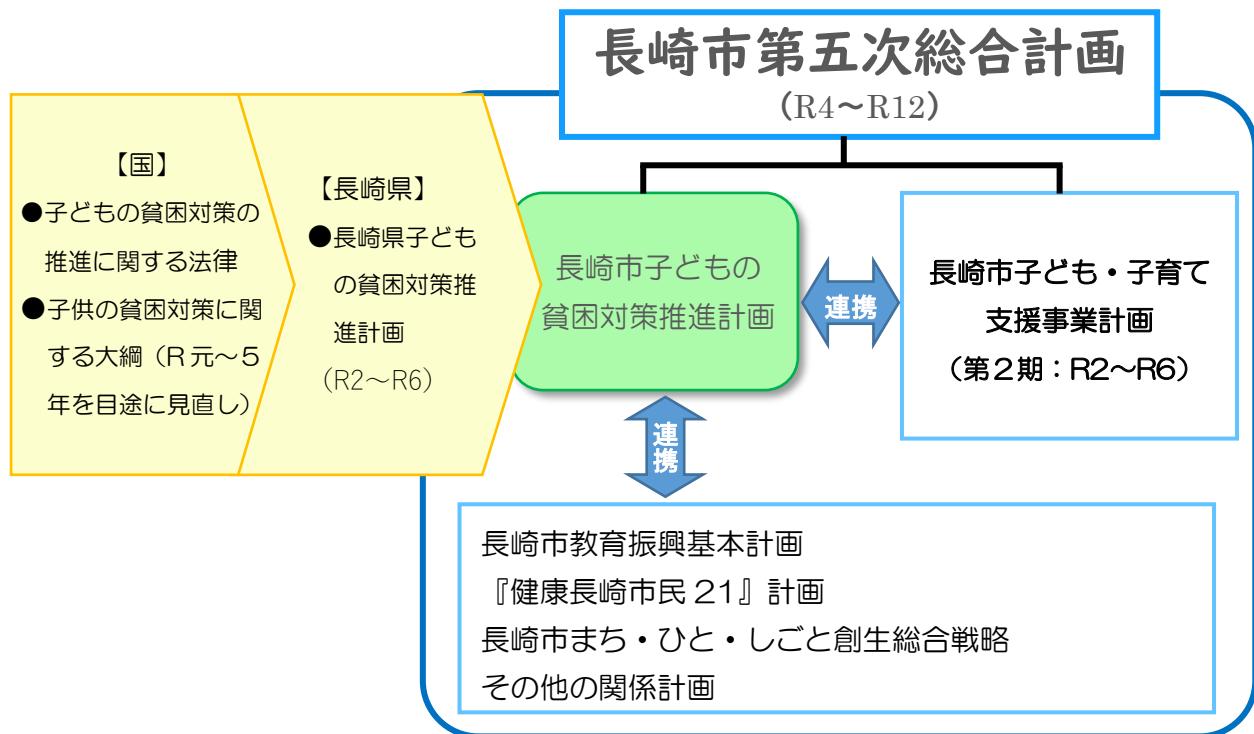
長崎市では、令和3年度に実施した「長崎市子どもの生活に関する実態調査」に基づき、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、長崎市のすべての子どもたちが生まれ育った環境に影響されず、夢や希望を持つことができるよう、長崎市子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく、「市町村における子どもの貧困対策計画」として策定するものです。

また、「長崎市第五次総合計画」を上位計画として、子ども・子育て支援法第61条に規定する「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」にも掲げている「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を実現するために策定するものです。

この計画は、子どもの貧困対策を推進するため、基本的な施策の方向性を定めますが、福祉、教育、保健分野などの個別計画との整合性にも配慮することとします。



3 計画の期間

計画の期間は、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し時期や「長崎県子どもの貧困対策推進計画」の期間を勘案し、令和5年度から令和7年度の3年間とします。

4 計画の策定方法

(1) 実態調査

令和3（2021）年11月15日～11月30日の期間に「長崎市子どもの貧困対策推進計画」策定の基礎資料とすることを目的に「長崎市子どもの生活に関する実態調査」を行いました。

(2) 策定体制

庁内関係部局と素案について協議を行い、「長崎市子ども・子育て推進本部」において、計画策定のための各施策等に関する事項の検討を行い、全庁的な意見を集約した後、「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」における審議やパブリックコメント（市民意見公募手続）を経て策定しています。

5 計画策定にあたっての用語の定義

- (1) 本計画における「子どもの貧困」とは、長崎市における「貧困線」（等価世帯収入¹の中央値の2分の1）以下の収入で暮らす「相対的貧困」にある18歳以下の子どもの存在及び生活状況をいいます。
- (2) 本計画において、「子ども」とは、概ね18歳未満の者とします。
- (3) 子どもと同居し、生計を同一にしている親が「離婚」、「死別」、「未婚」等により、ひとりである場合、その呼称を「ひとり親世帯」とします。
- (4) 子どもと同居し、生計を同一にしている親が結婚している（再婚や事実婚を含む）世帯の呼称を「非ひとり親世帯」とします。

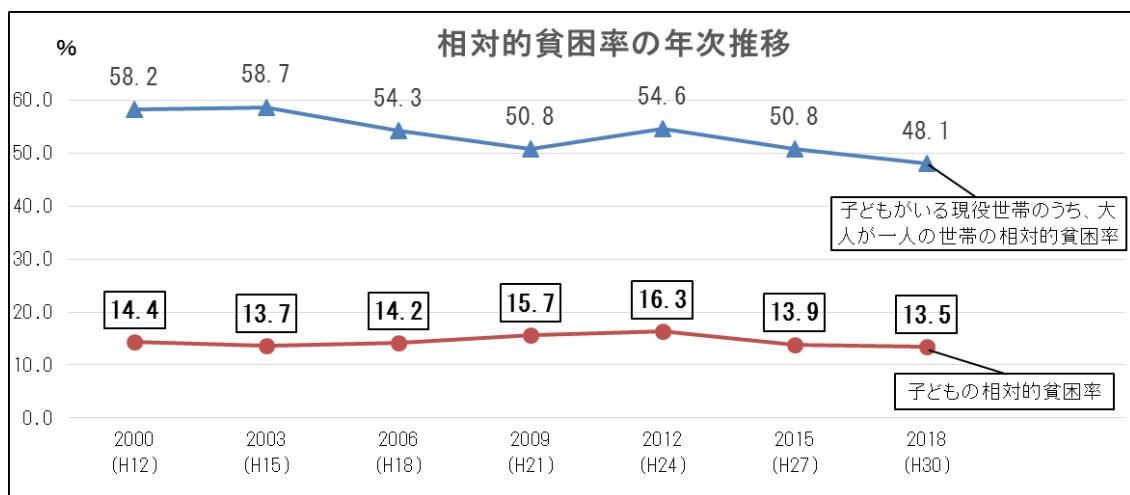
¹ 等価世帯収入…世帯の年間可処分収入を世帯員数の平方根で割って調整したもの。

第2章 長崎市における貧困の現状等

I 子どもの貧困の状況

(1) 全国の子どもの貧困率

厚生労働省が実施した令和元（2019）年国民生活基礎調査によると、平成30（2018）年の子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人が相対的貧困の状態です。特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人である世帯の貧困率は48.1%と、約2人に1人が相対的貧困状態にあり、経済的に厳しい傾向にあることがうかがえます。

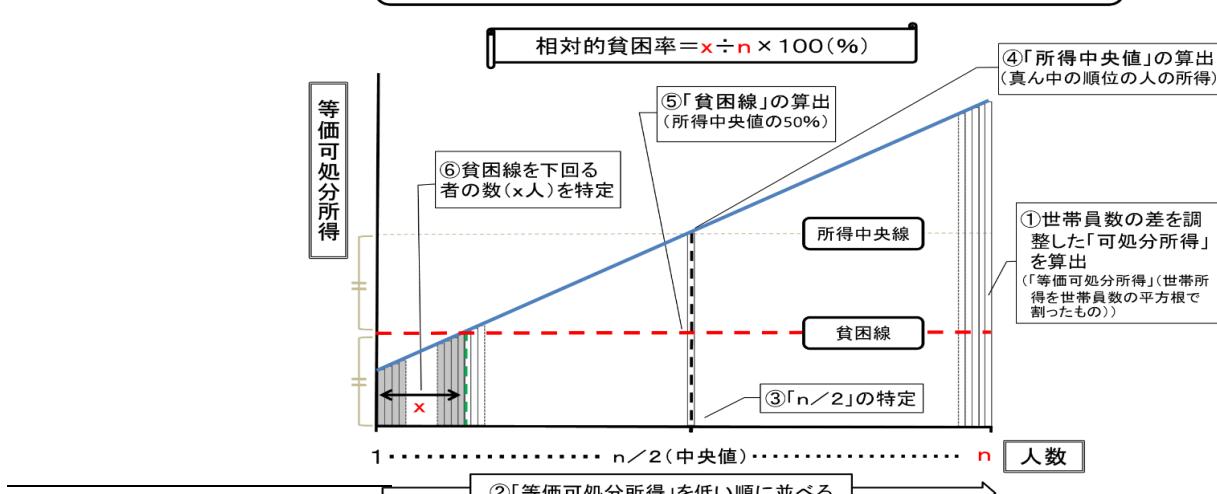


出典：厚生労働省（国民生活基礎調査）

（参考）子どもの貧困率の算定の考え方

注）長崎市の「子どもの貧困率」は、内閣府の「子供の生活状況調査の分析報告書」と同様に「等価世帯収入」による算出方法を用いていますが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」及び長崎県の「長崎県子どもの生活に関する実態調査」による「子どもの貧困率」は、「等価可処分所得²」で算定されています。

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。

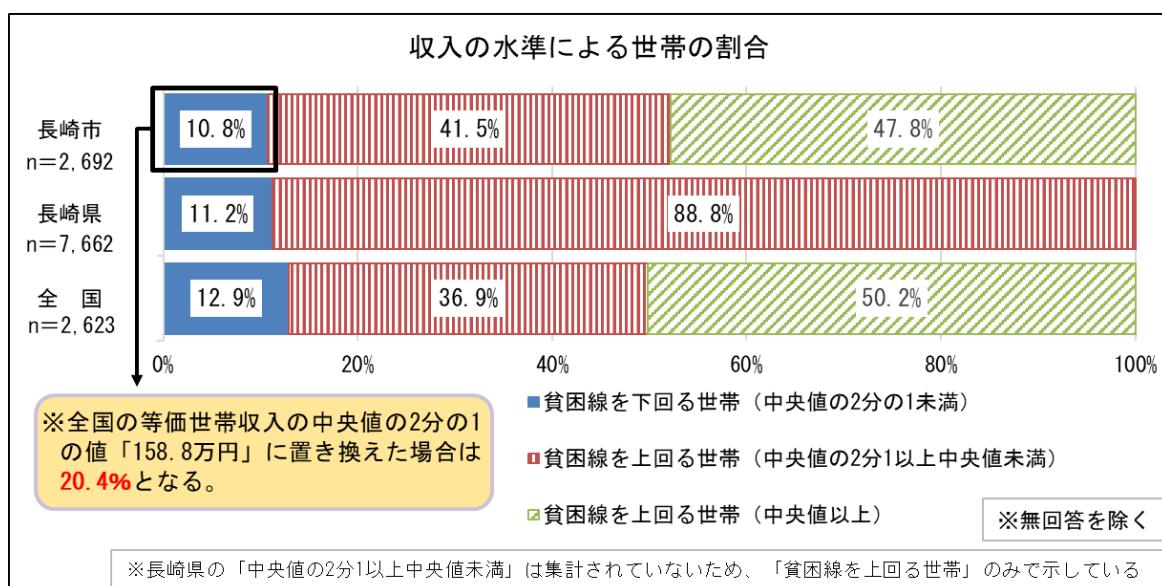


²等価可処分所得…世帯の年間可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯員数の平方根で割って調整したもの。

(2) 長崎市と長崎県及び全国の子どもの貧困率の比較

本市においては、令和3（2021）年11月15日～11月30日に「長崎市子どもの生活に関する実態調査」を実施し、同年12月に公表された「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府政策統括官）」による等価世帯収入の算出方法を用い、内閣府と同様に「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯を貧困の課題を抱えている世帯であると考え、貧困率の分析を行いました。

■長崎市の等価世帯収入の中央値の2分の1の値となる「**123.0万円**」を「貧困線」とします。



【参考】子どもの生活に関する調査の比較

| 調査範囲 | 調査期間 | 等価世帯収入の中央値の2分の1の値 |
|------|--------------------|------------------------------|
| 長崎市 | R3.11.15～R3.11.30 | 123.0万円 |
| 長崎県 | H30.11.22～H30.12.5 | 97.2万円 (等価可処分所得の中央値の2分の1) |
| 全国 | R3.2.12～R3.3.8 | 158.8万円 |

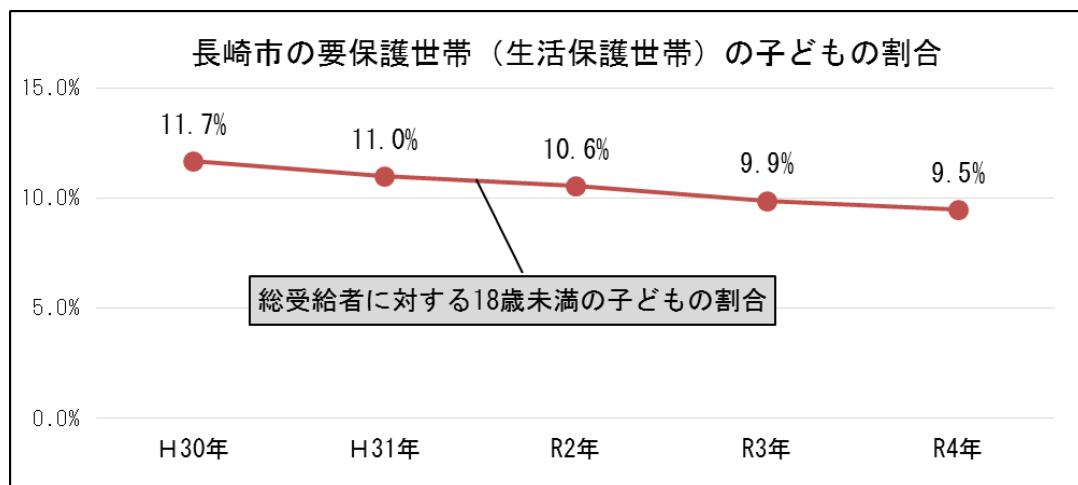
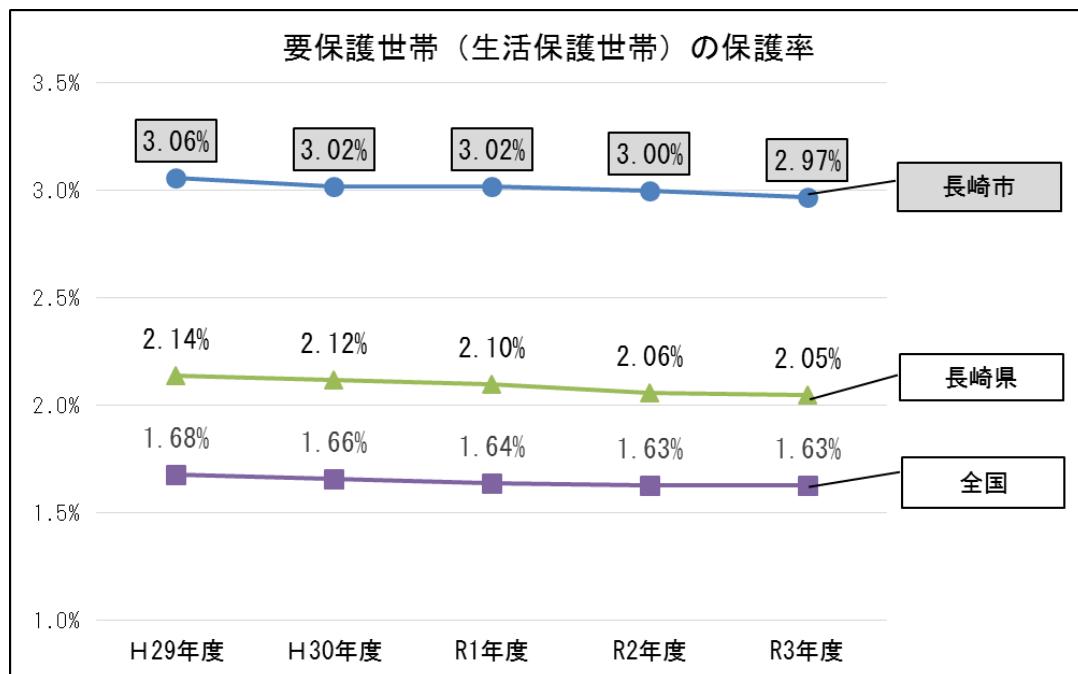
【注意点】

長崎市の調査については、収入の算出方法が内閣府の令和2（2020）年度調査（等価世帯の収入）と同じではあります BUT 調査時期が異なることや長崎県の平成30（2018）年度調査（等価可処分所得）とは、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確には比較できません。

(3) 長崎市の要保護世帯等の子どもの現状

① 要保護世帯（生活保護世帯）における子どもの割合

長崎市の生活保護率は、国や県を上回っていますが、生活保護の総受給世帯における子どもの割合は、減少してきています。

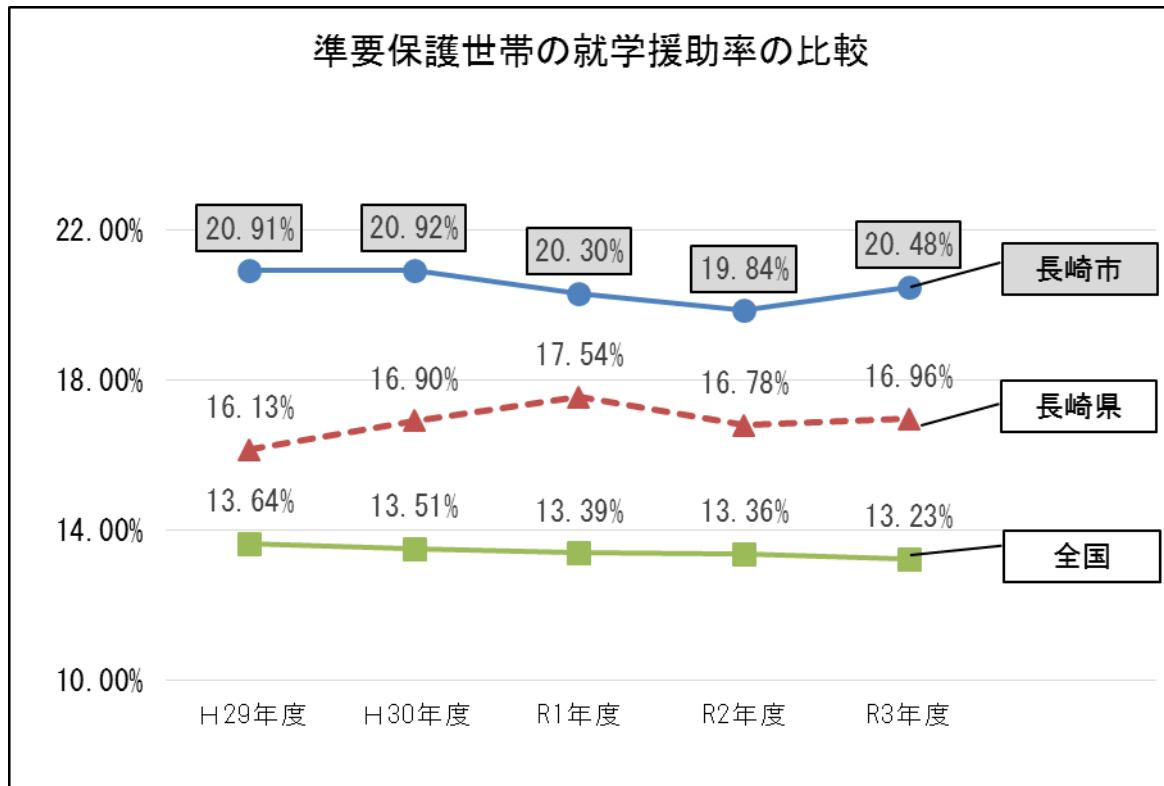


出典：厚生労働省（被保護者調査）

② 準要保護世帯の子どもの現状

長崎市では、小・中学校に通う子どもが学校で楽しく安心して勉強できるよう、学用品費や給食費など、学校教育で必要な経費の一部を援助しています。

長崎市の準要保護世帯の就学援助率は、国や県を上回っている状況が続いています。



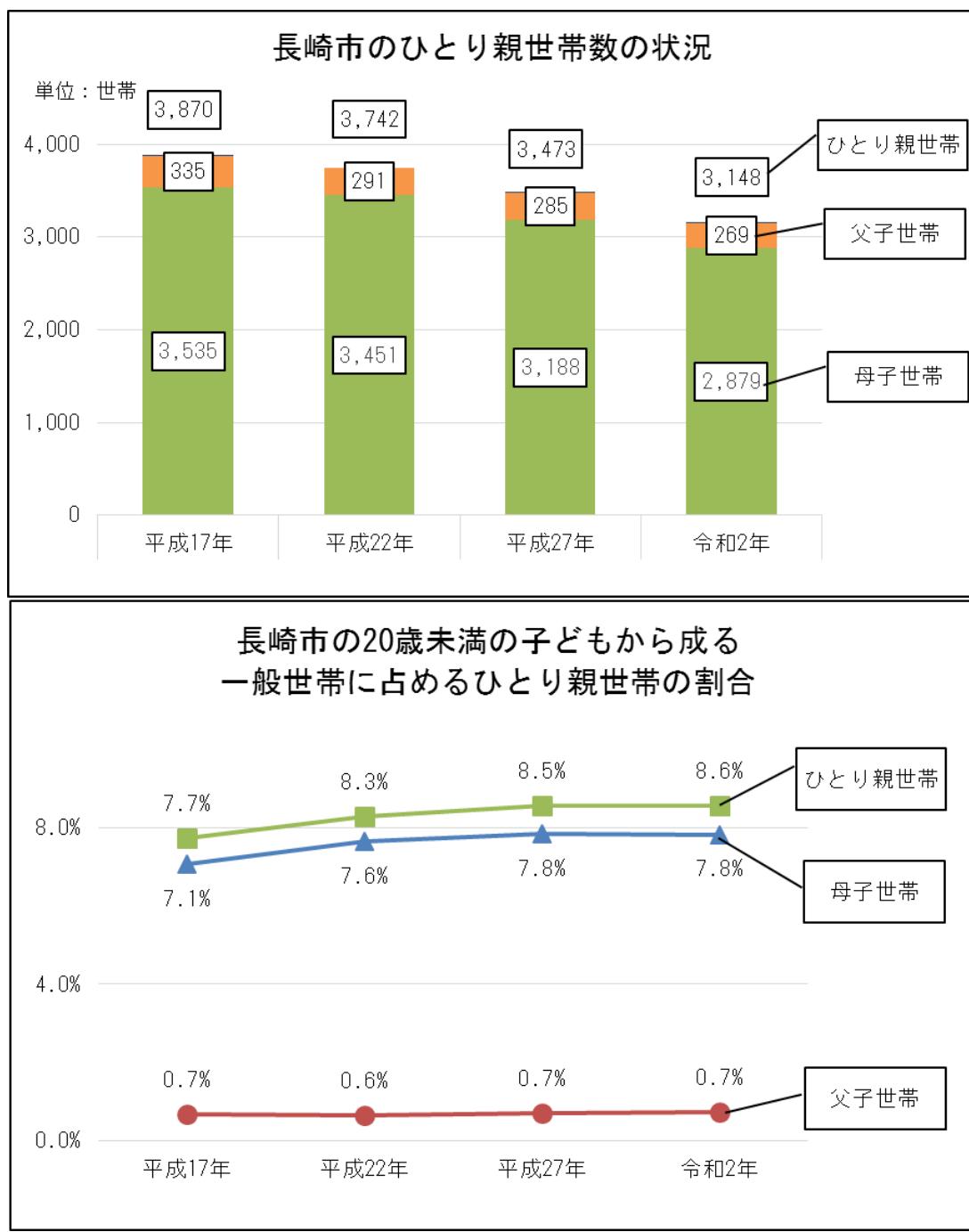
出典：文部科学省（就学援助実施状況等調査）、長崎市教育委員会総務課調べ

※準要保護世帯は、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める世帯（認定基準は各市町村が規定）

(4) 長崎市のひとり親世帯の現状

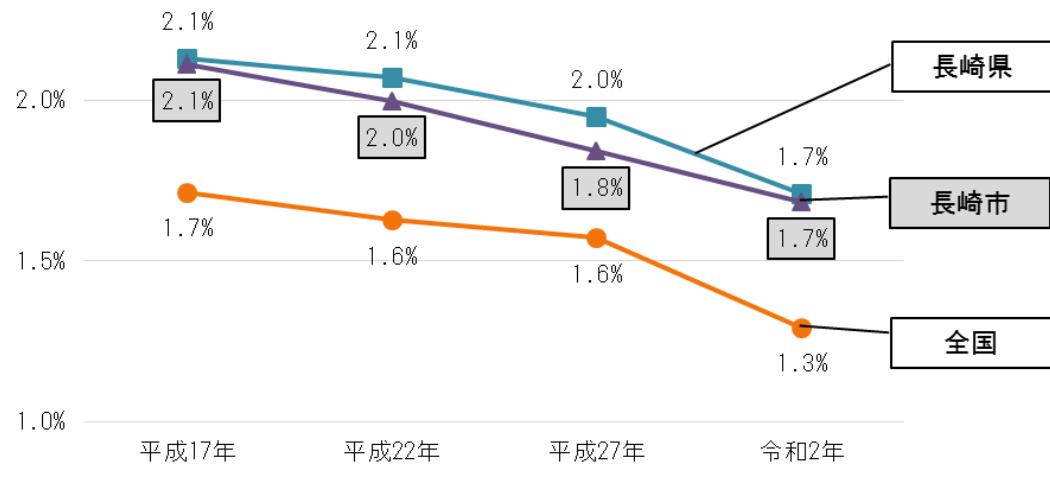
① ひとり親世帯の推移

長崎市のひとり親世帯の数は、減少しているものの、「20歳未満の子どもから成る一般世帯」に占めるひとり親世帯及び母子世帯の割合が増加しており、父子世帯の割合は横ばいとなっています。



出典：総務省（国勢調査）

総世帯数に占めるひとり親世帯の割合の比較



出典：総務省（国勢調査）

(5) 長崎市の子どもや保護者の生活状況等

① 子どもの生活に関する実態調査の概要

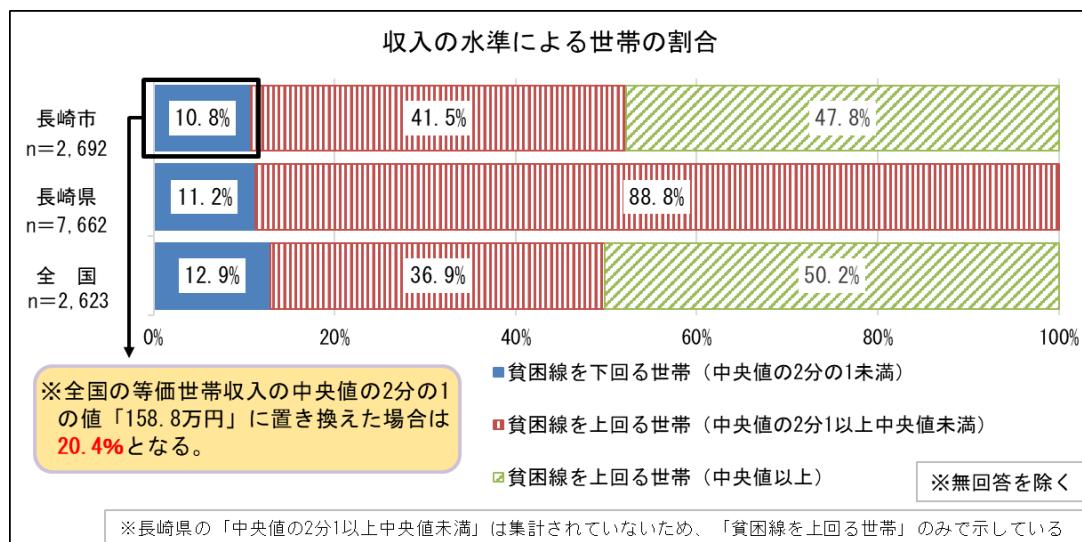
| | |
|------|---|
| 調査名 | 長崎市子どもの生活に関する実態調査 |
| 調査期間 | 令和3年11月15日～令和3年11月30日（16日間） |
| 調査対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校の小学5年生の児童及びその保護者 各 1,583 人 対象児童がいる各学校（66校）のクラス数に関わらず1クラスを対象 ・市立中学校の中學2年生の生徒及びその保護者 各 1,500 人 対象生徒がいる各学校（36校）のクラス数が1又は2クラスの場合、1クラスを、3クラス以上の場合、2クラスを対象 |
| 実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校を通じて配布・回収 ・回答については、配布された紙の調査票による回答のほか、インターネット回答（調査票に掲載したQRコード又はURLからアクセスして回答）のいずれかを選択して回答する方式とした。 |
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究報告書（令和2年3月）」に示す共通で調査することが望ましいとされている項目 ・長崎県の実態調査（平成30年度）の項目の一部 ・長崎市の独自項目（子育て支援情報の入手方法等） ・子ども調査票（小学5年生及び中学2年生共通） 全34問（学習・学校生活、食生活、生活習慣、抱えている悩み、コロナ禍における影響等） ・保護者調査票 全38問（世帯の構成、就労状況、経済状況、子どもとの関わり方、進学に関すること、コロナ禍における影響等） |

ア 回収状況

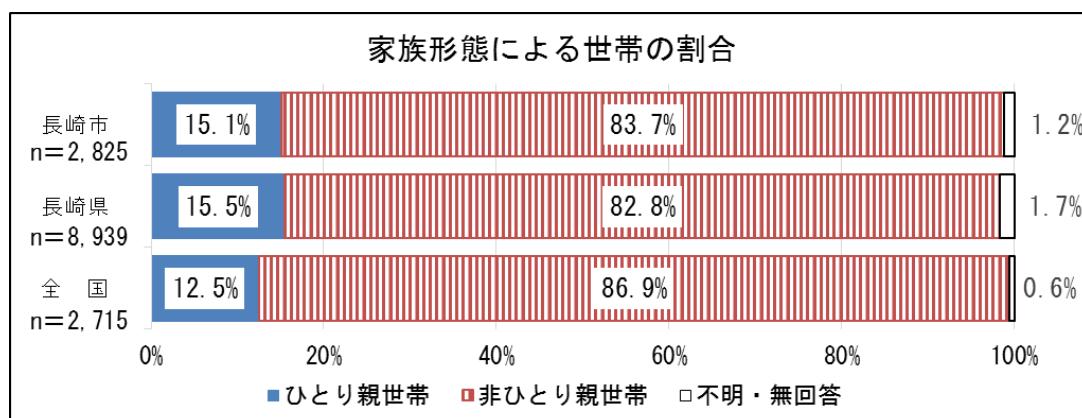
| 対象 | 配布数 | 調査票回答 | ネット回答 | 回収数 | 回収率 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学5年生保護者 | 1,583 | 1,356 | 150 | 1,506 | 95.1% |
| 小学5年生 | 1,583 | 1,375 | 126 | 1,501 | 94.8% |
| 中学2年生保護者 | 1,500 | 1,205 | 114 | 1,319 | 87.9% |
| 中学2年生 | 1,500 | 1,232 | 92 | 1,324 | 88.3% |
| 合計 | 6,166 | 5,168 | 482 | 5,650 | 91.6% |

イ 収入の水準による世帯の呼称

- (ア) 等価世帯収入の中央値の2分の1の値である123.0万円以上となる世帯の呼称を「貧困線を上回る世帯」とします。
- (イ) 等価世帯収入の中央値の2分の1の値である123.0万円未満となる世帯の呼称を「貧困線を下回る世帯」とします。

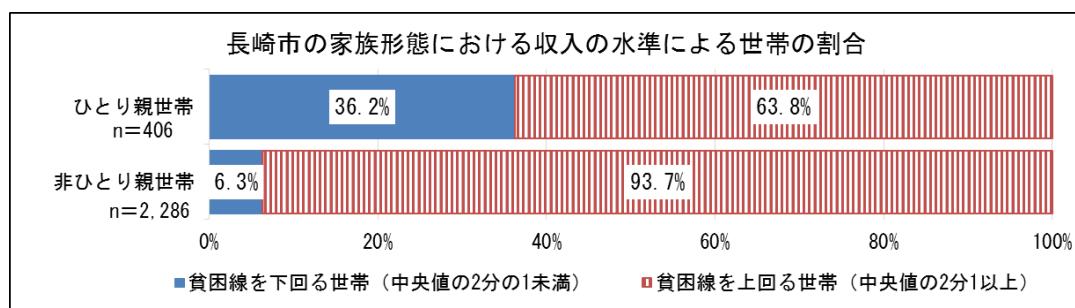


ウ 家族形態による世帯の割合



注) 長崎市(令和3年度)、長崎県(平成30年度)、全国(令和2年度)の調査時期が
それぞれ異なるため、正確には比較できない。

エ 長崎市の家族形態における収入の水準による世帯の割合



Ⅱ 主な調査結果

長崎市の主な調査結果と、長崎県が平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査（調査期間：平成 30（2018）年 11 月 22 日～12 月 5 日）」の結果及び、国が令和 2 年度に実施した「子供の生活に関する実態調査（調査期間：令和 3（2021）年 2 月 12 日～3 月 8 日）」の結果を比較できるよう掲載しています。

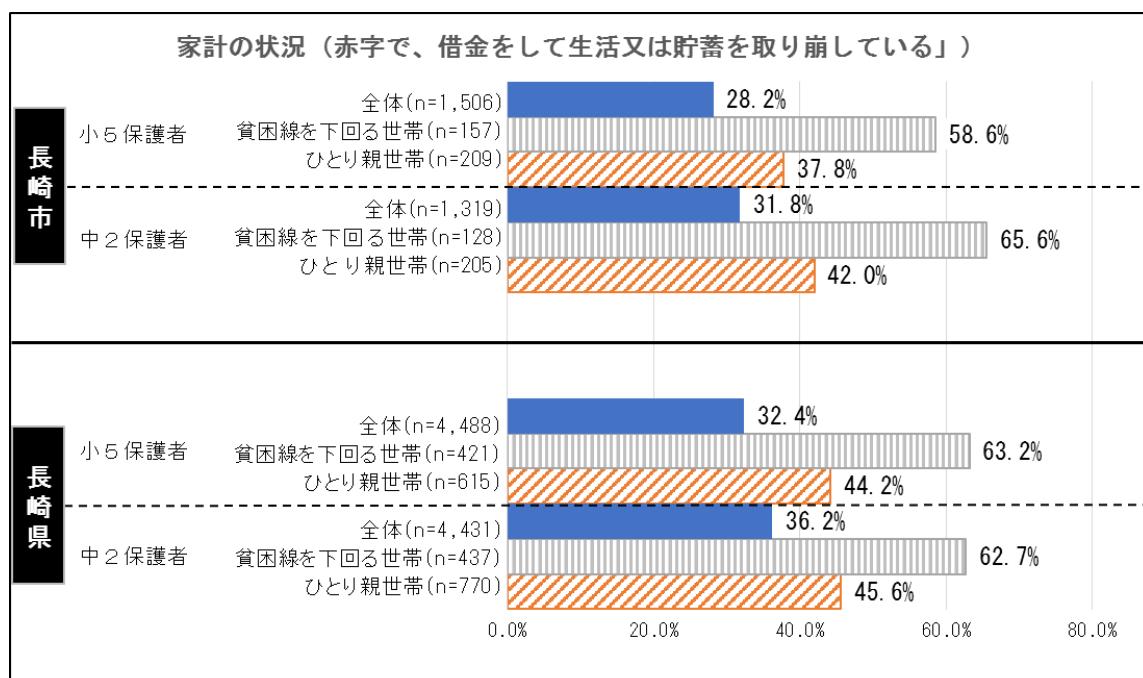
| | |
|-------------------|----|
| ① 暮らしの状況 | 12 |
| ② 保護者の状況 | 15 |
| ③ 子どもの状況 | 16 |
| ④ 進学の希望 | 21 |
| ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響 | 24 |
| ⑥ 支援制度の利用状況 | 27 |
| ⑦ 子育て支援情報の入手方法 | 33 |

① 暮らしの状況

●現在の家計の状況

最も近いものとして「赤字であり、借金をして生活している」または「赤字であり、貯蓄を取り崩している」と回答した割合は、全体で小5保護者が 28.2%、中2保護者が 31.8% となっています。

貧困線を下回る世帯におけるこの割合は、全体における割合の約2倍となっており、ひとり親世帯における割合も全体より高くなっています。

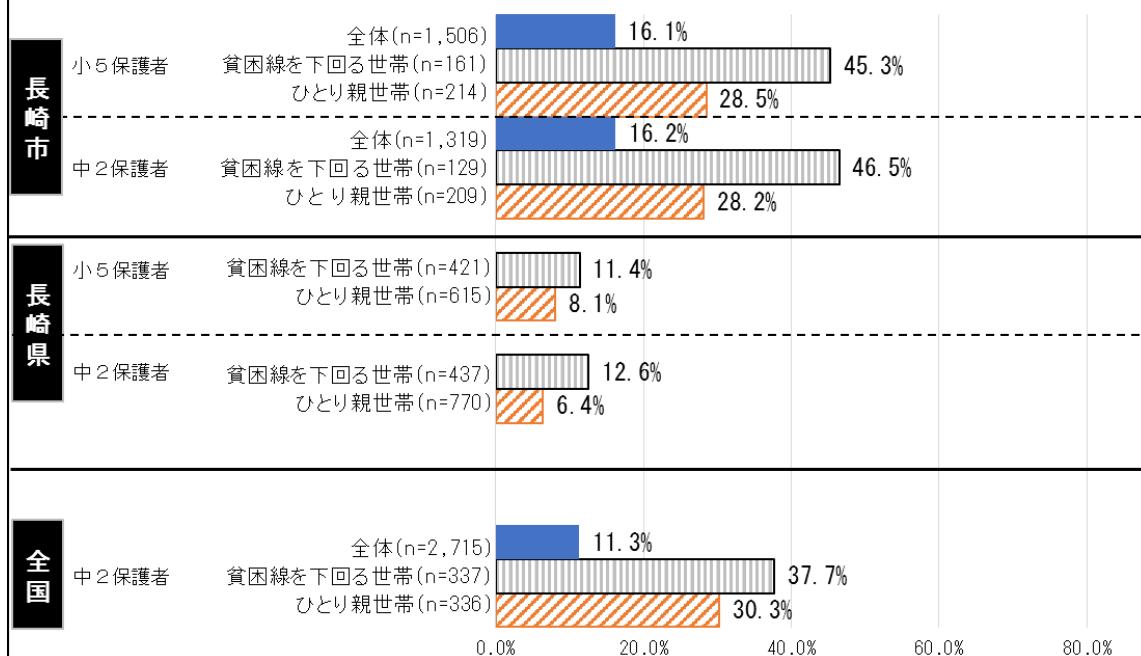


●生活費の支払い状況

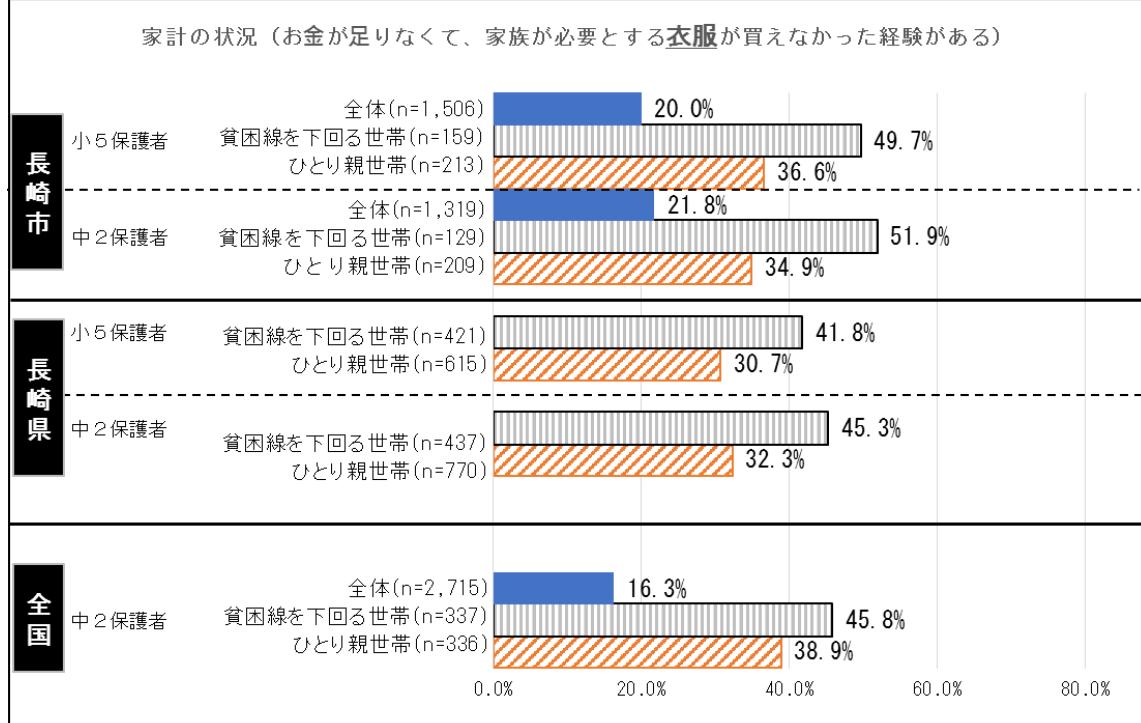
過去1年間で、お金が足りなくて必要とする食料や衣服が買えなかった経験があると回答した割合は、全体で小5保護者がそれぞれ16.1%、20.0%、中2保護者がそれぞれ16.2%、21.8%となっていますが、貧困線を下回る世帯におけるこの割合は全体の2倍を超えています。

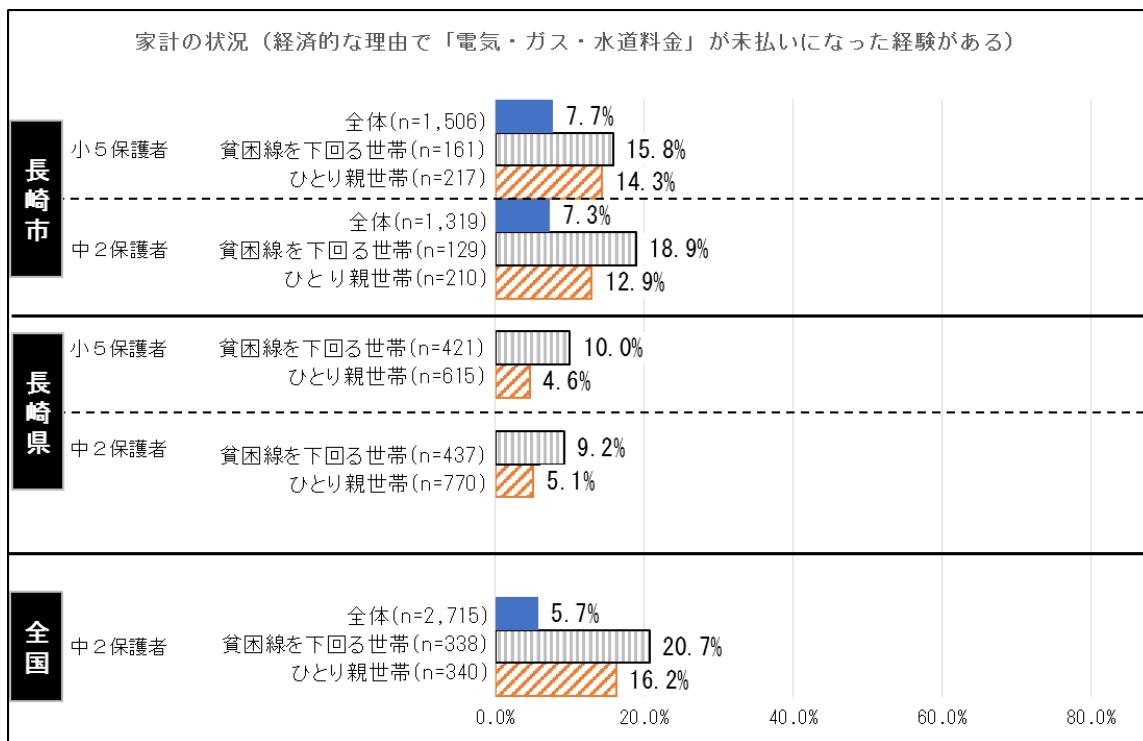
また、ひとり親世帯についても全体より割合が高くなっています。国や県と比較すると食料が買えなかった割合が大幅に高くなっています。光熱水費については県より未払いの割合が大幅に高くなっています。

家計の状況（お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えなかった経験がある）



家計の状況（お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えなかった経験がある）



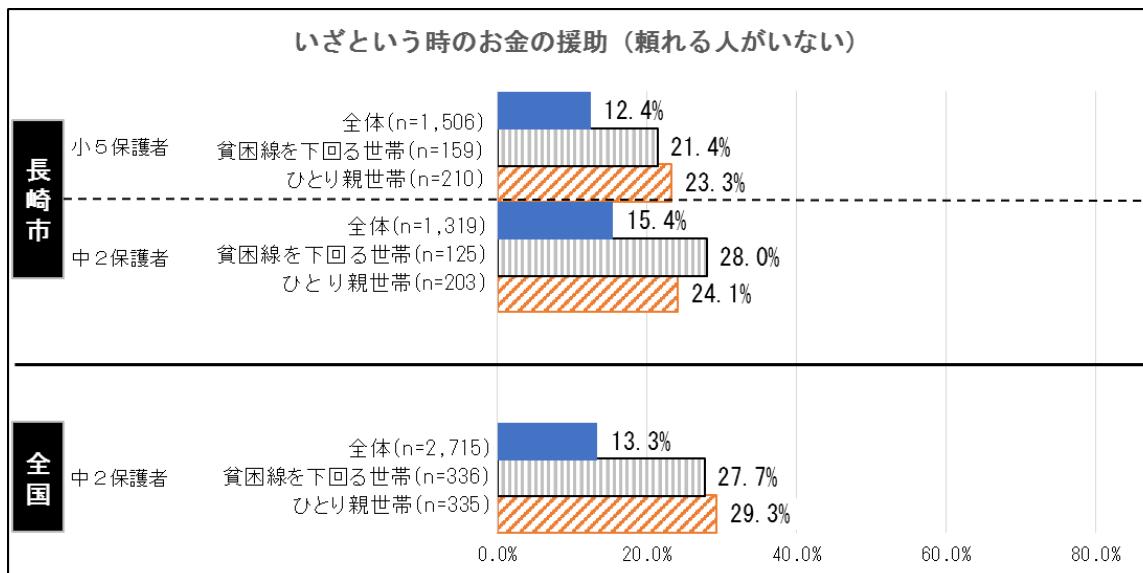


●お金の援助先

「いざという時のお金の援助」について頼れる人が「いない」と回答した割合は、全体で小1保護者が12.4%、中2保護者が15.4%となっています。

貧困線を下回る世帯やひとり親世帯では、この割合が全体より高くなっています。

中学2年生におけるこの割合は、国と比較すると貧困線を下回る世帯ではほとんど差はありませんが、ひとり親世帯では国より若干低くなっています。



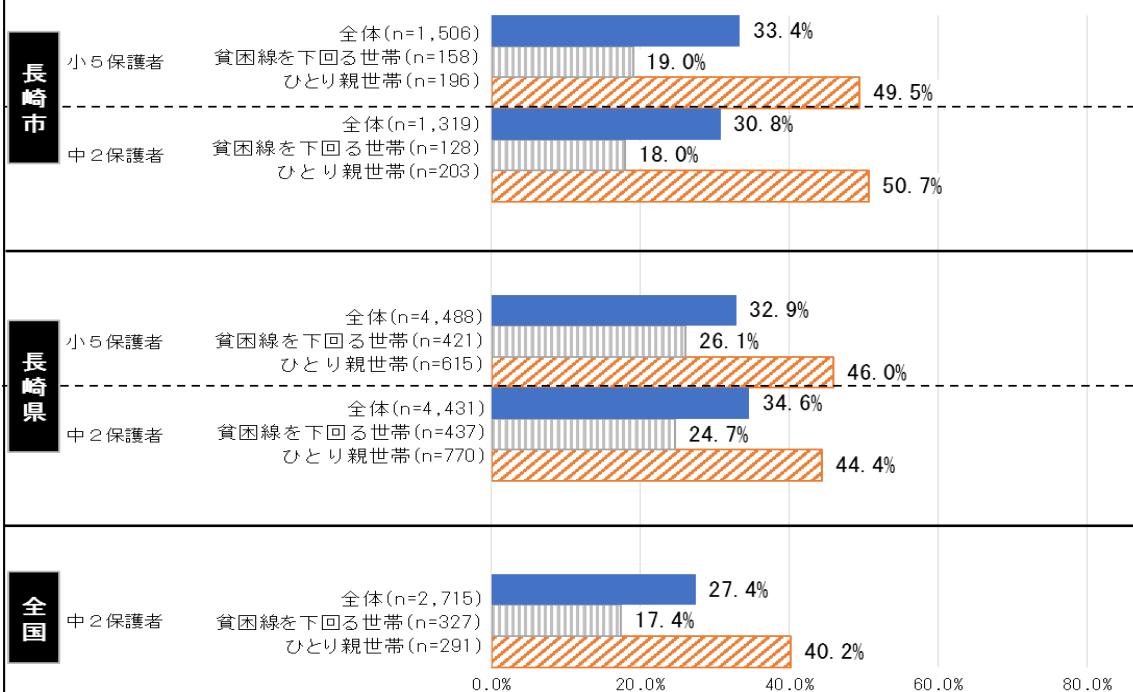
② 保護者の状況

●親の就労状況

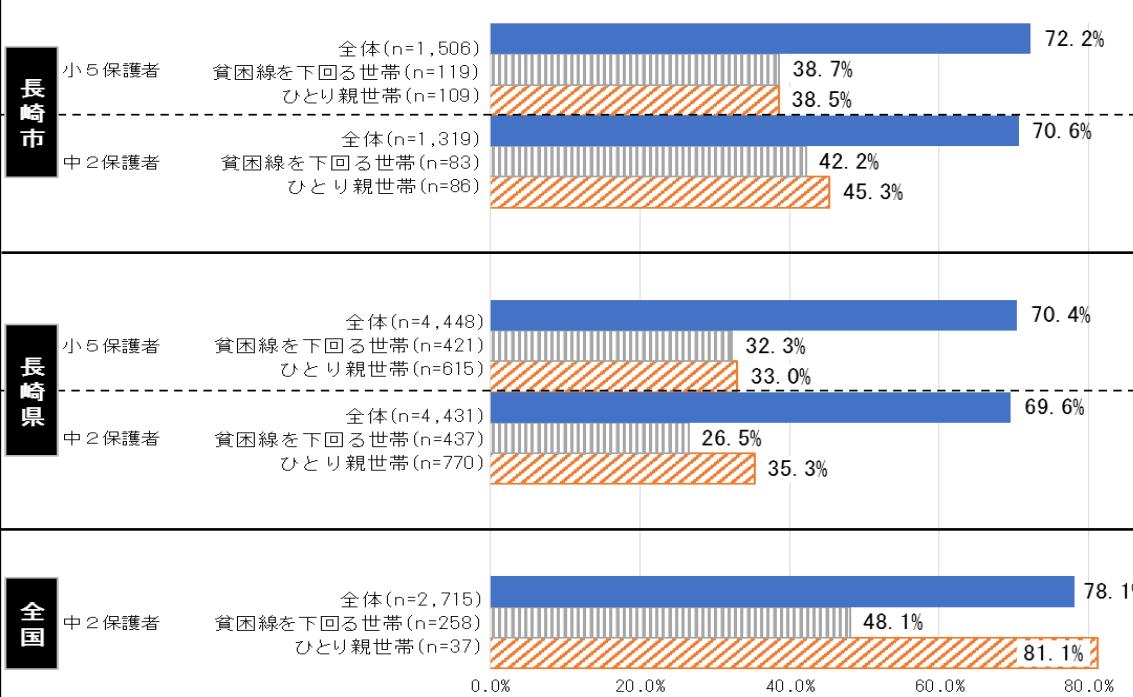
母親が「正社員・正規職員・会社役員」と回答した割合は、ひとり親世帯は全体より大幅に割合が高くなっていますが、貧困線を下回る世帯では全体の2分の1程度となっています。

父親においては、貧困線を下回る世帯及びひとり親世帯のいずれも全体より低い割合となっています。長崎市においては、父親がひとり親世帯において、正規職員である割合が、国より大幅に低くなっていますが、県を上回っています。

母親の就労状況（母親が「正社員・正規職員・会社役員」）



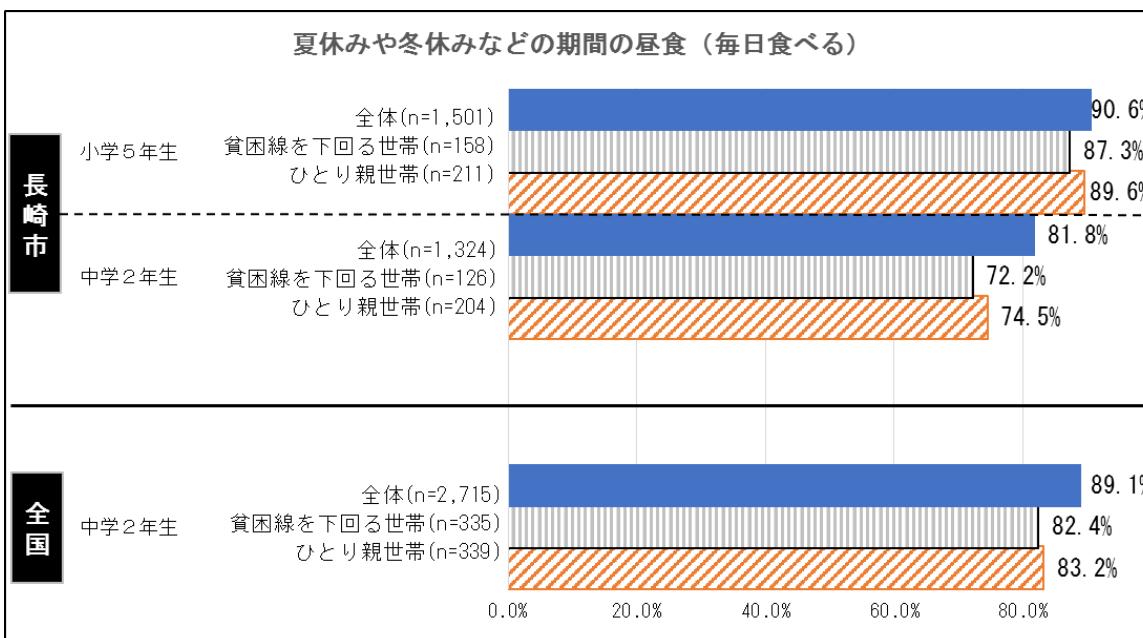
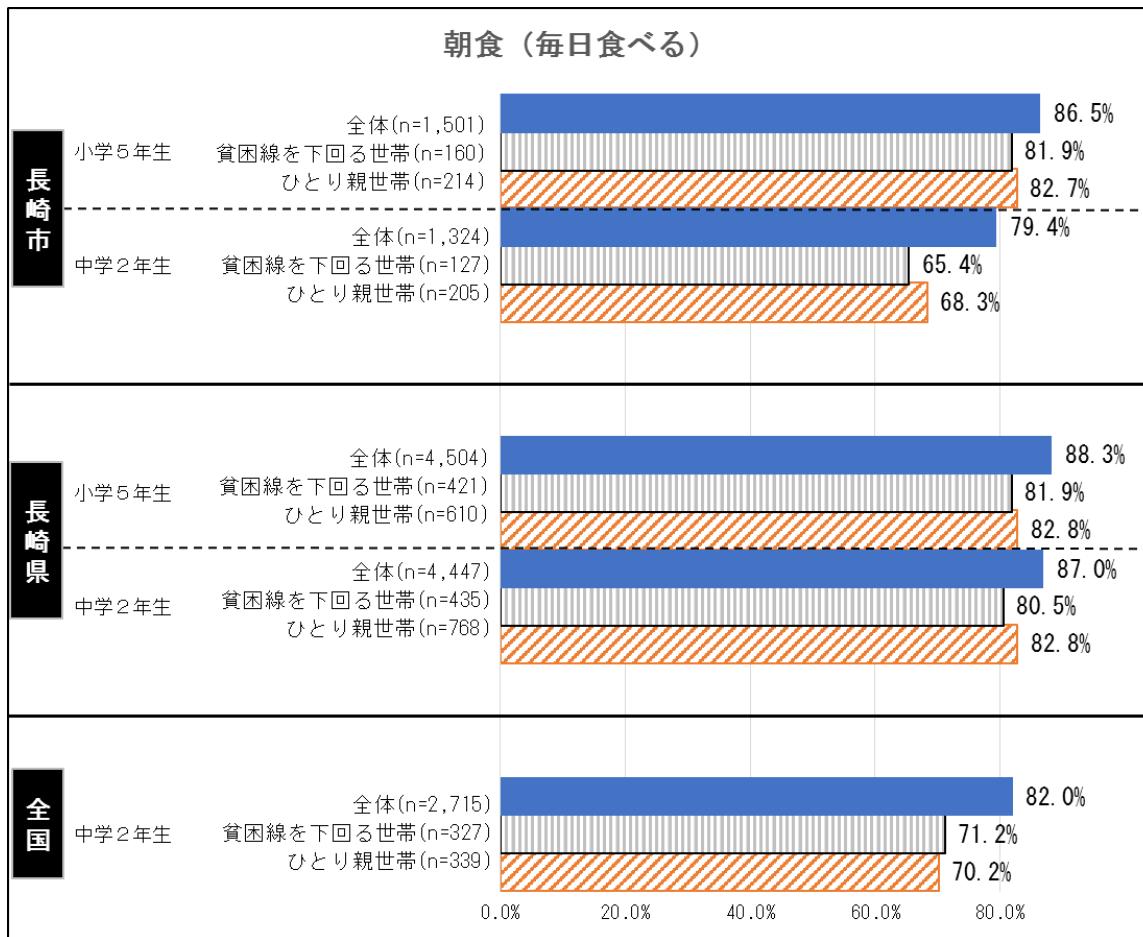
父親の就労状況（父親が「正社員・正規職員・会社役員」）



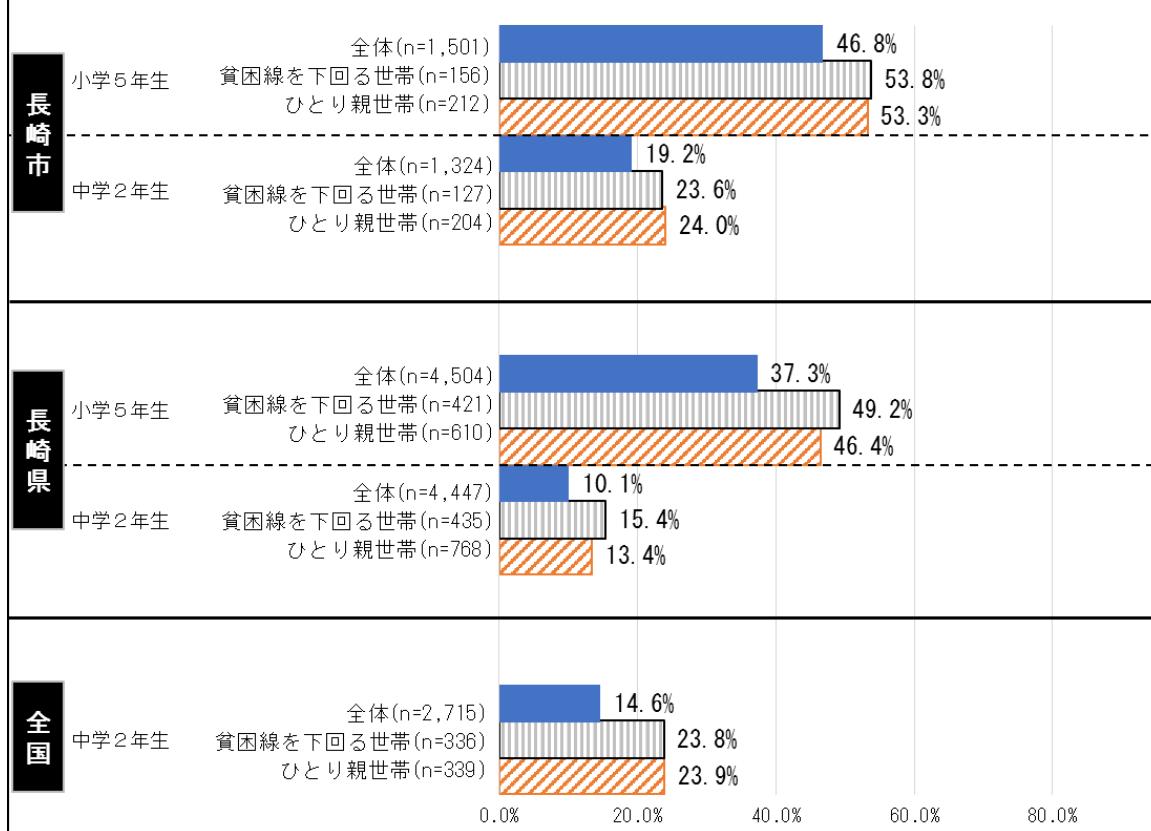
③ 子どもの状況

●子どもの生活習慣

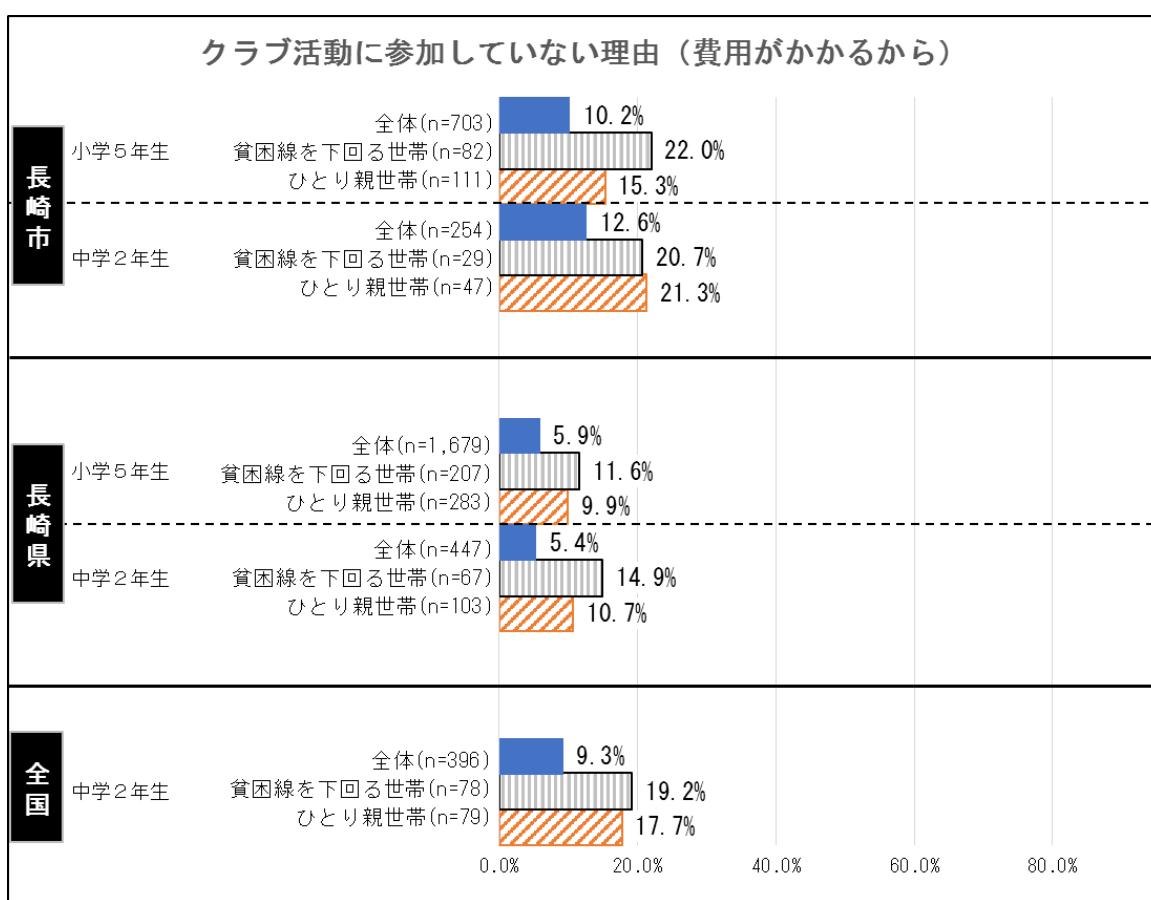
貧困線を下回る世帯や、ひとり親世帯において、全体と比較すると食事の回数が少なかったり、クラブ活動に参加する割合が低いなど、保護者の収入や家族形態によって、子どもの規則的な生活習慣や学習機会、生活満足度に影響が生じていると考えられます。

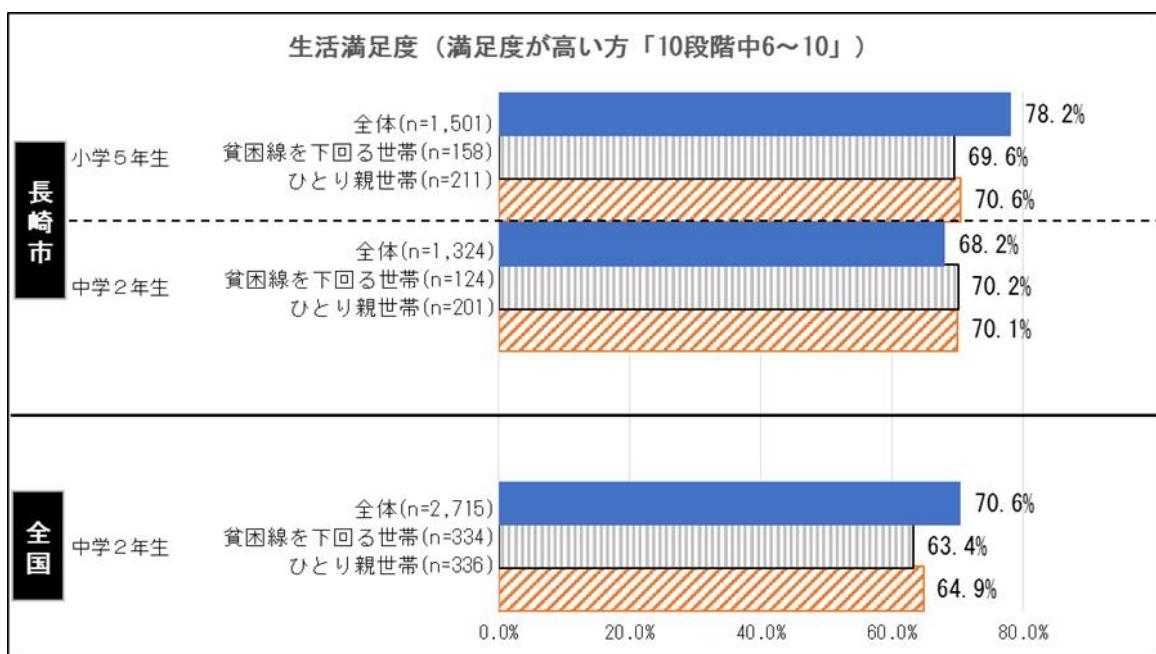
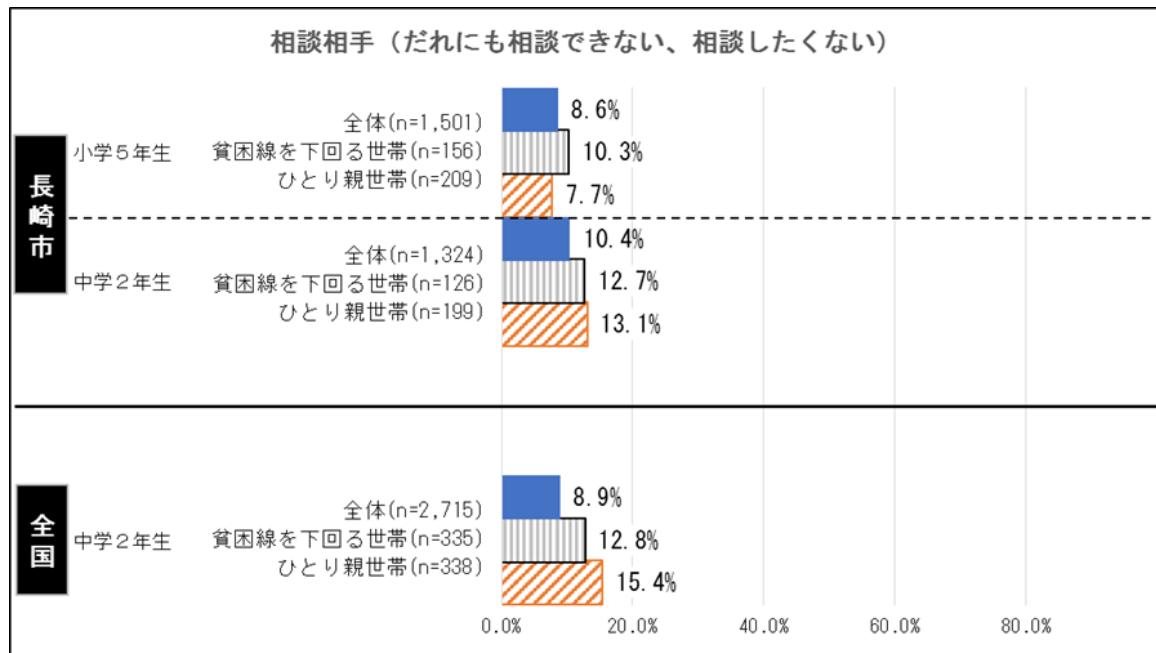


地域や学校のクラブ活動（参加していない）



クラブ活動に参加していない理由（費用がかかるから）

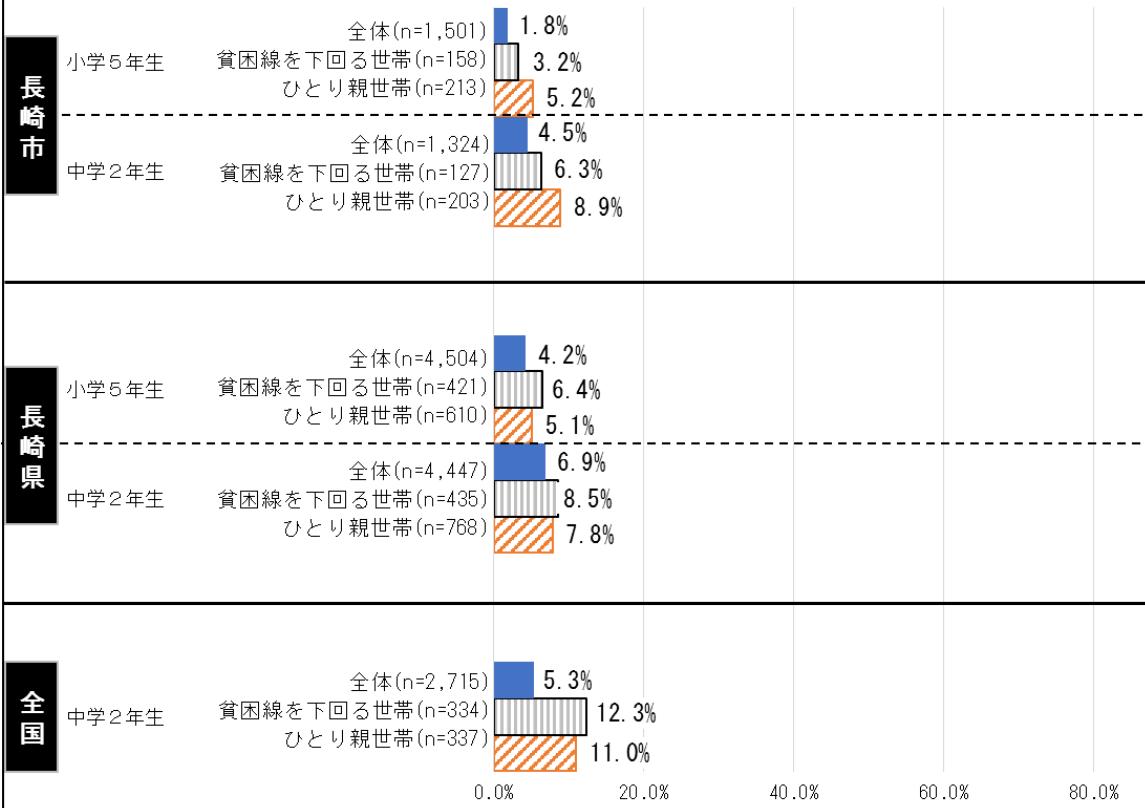




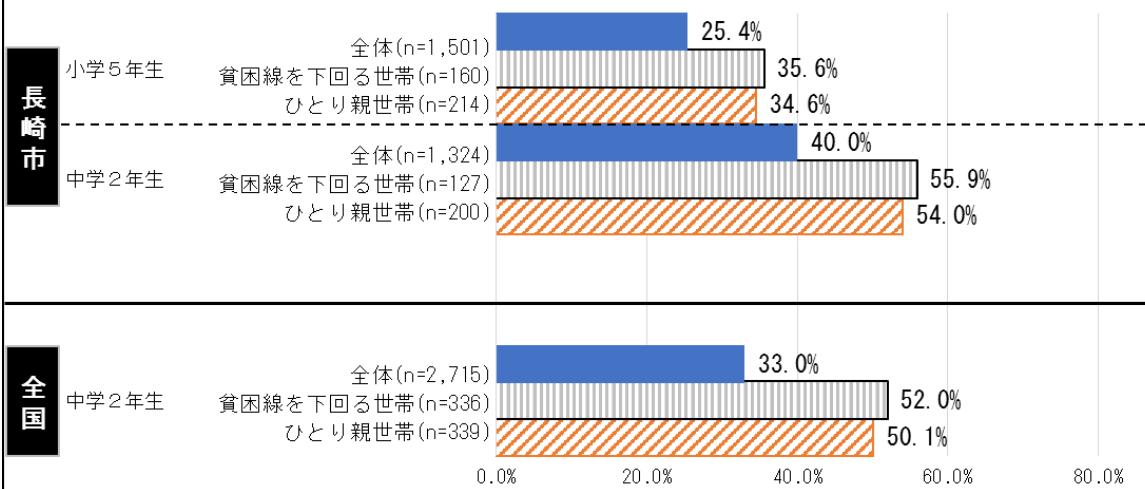
●子どもの学習状況

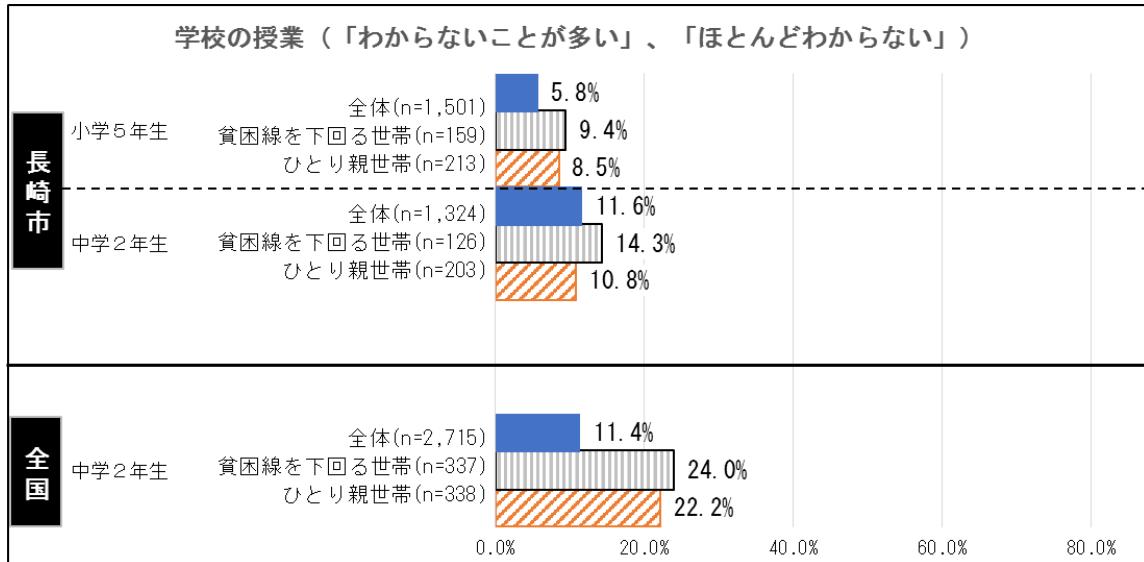
学校のある日に授業以外の勉強を「まったくしない」と回答した割合、クラスのなかでの成績について「やや下のほう」又は「下のほう」と回答した割合、学校の授業について「わからないことが多い」又は「ほとんどわからない」と回答した割合は、それぞれ貧困線を下回る世帯やひとり親世帯で全体より高くなっています。

学校がある日の授業以外の勉強（まったくしない）



クラスの中での成績（「やや下のほう」、「下のほう」）

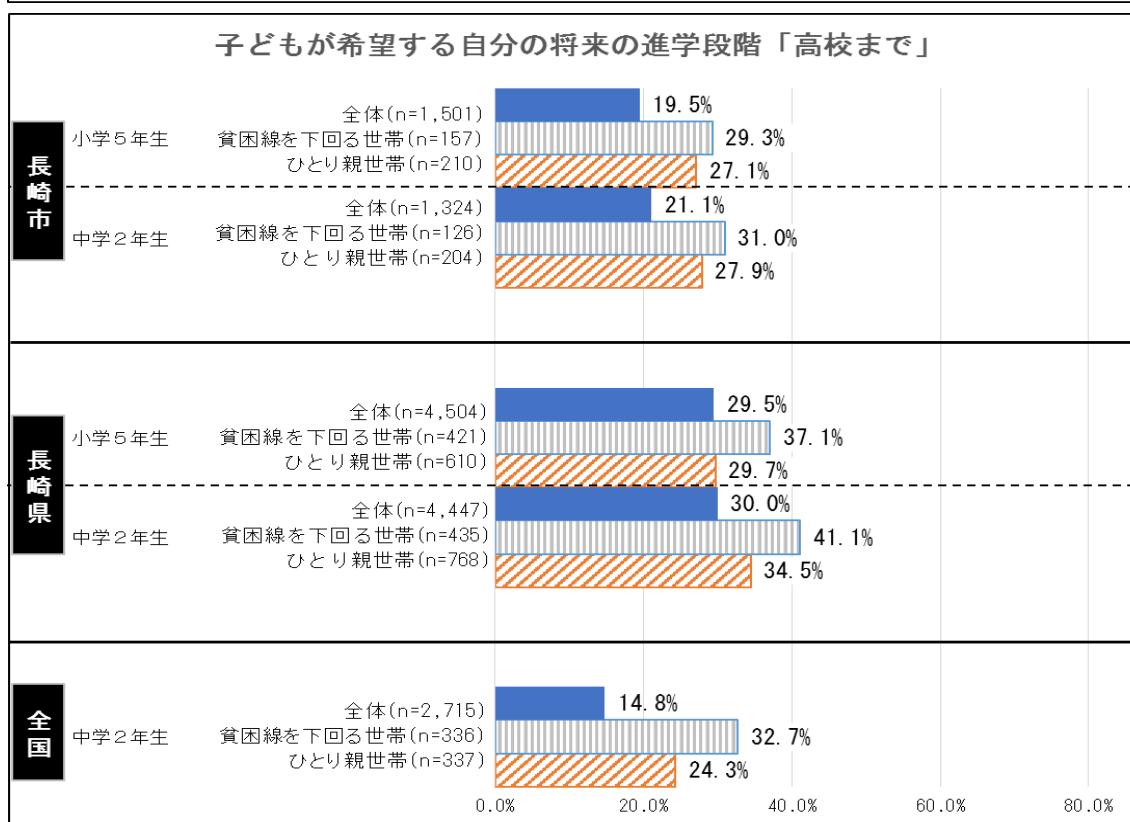
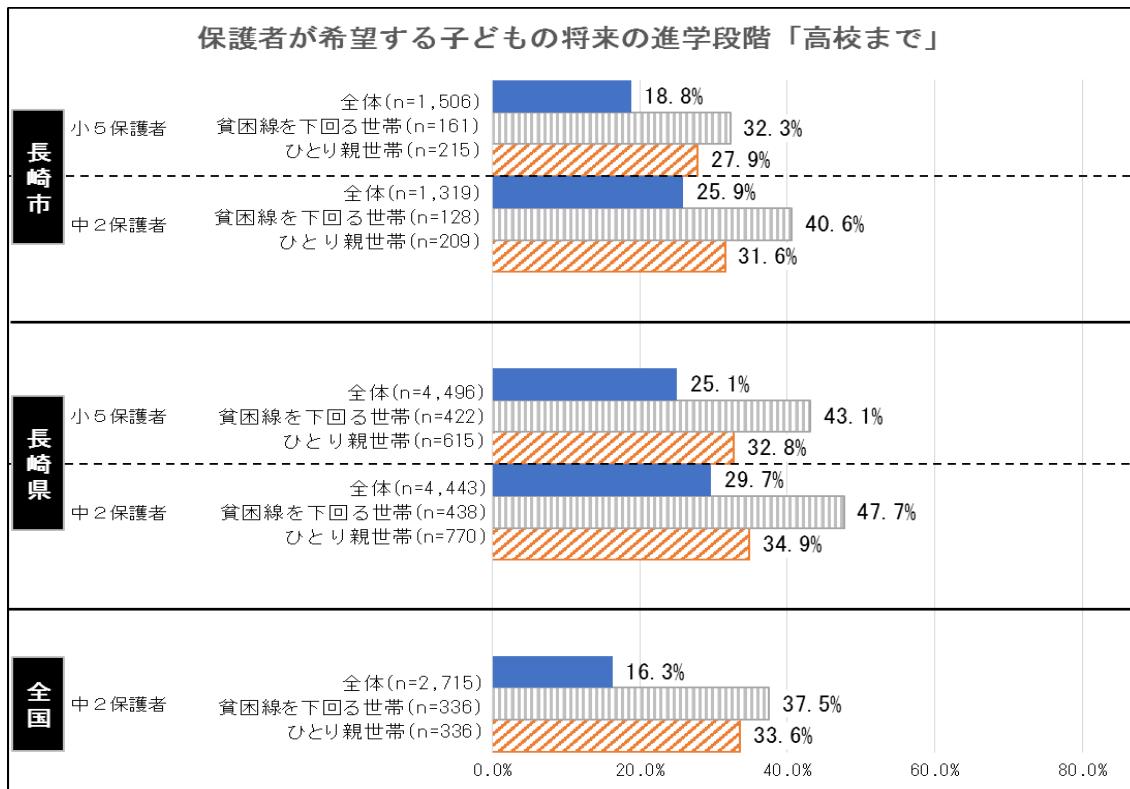


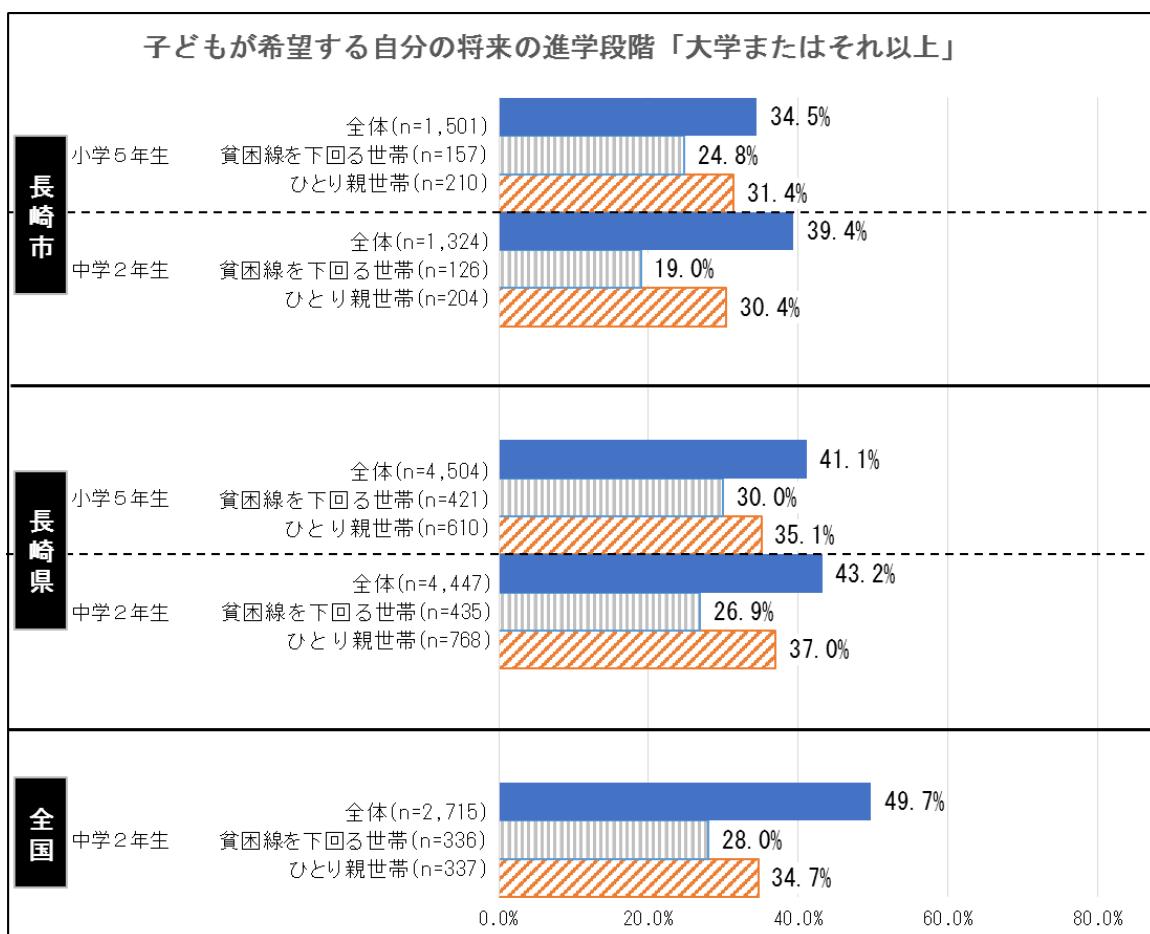
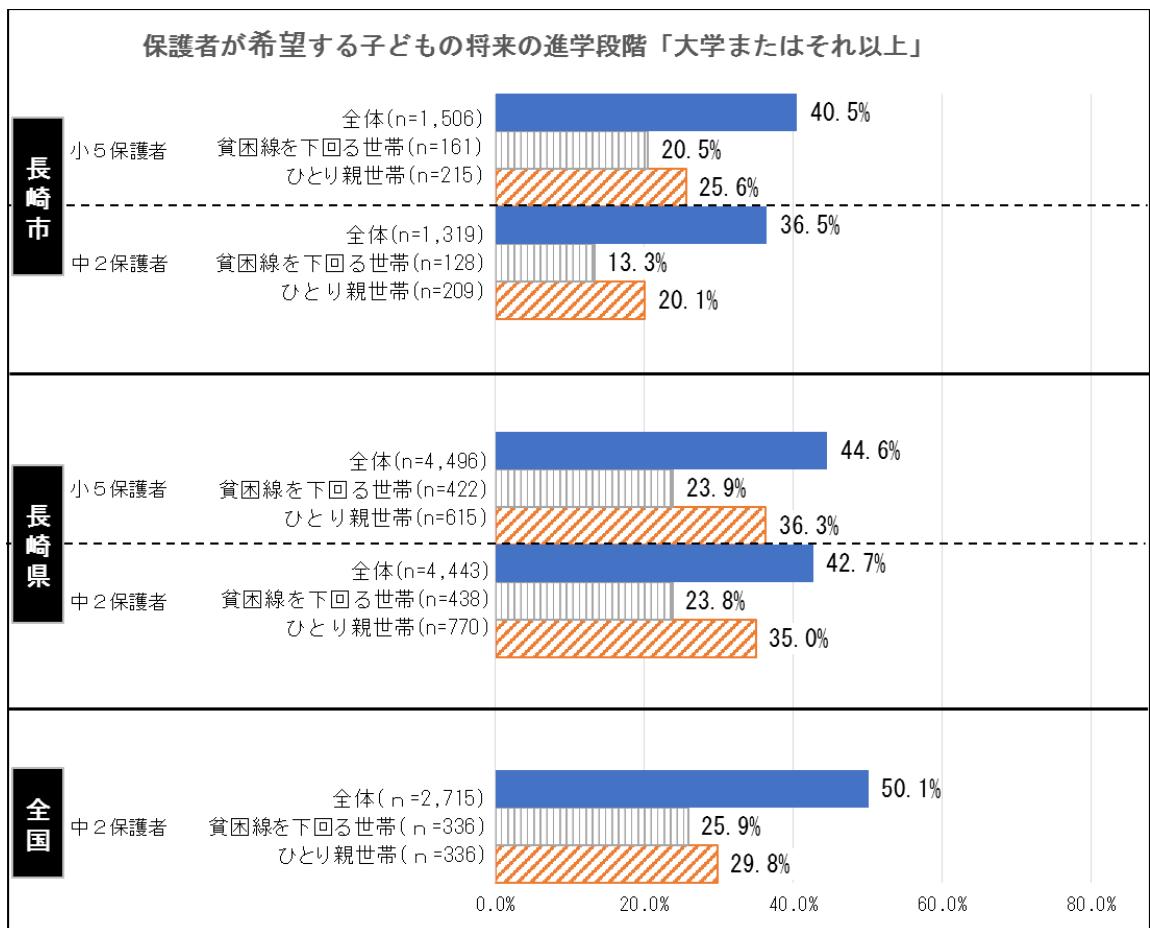


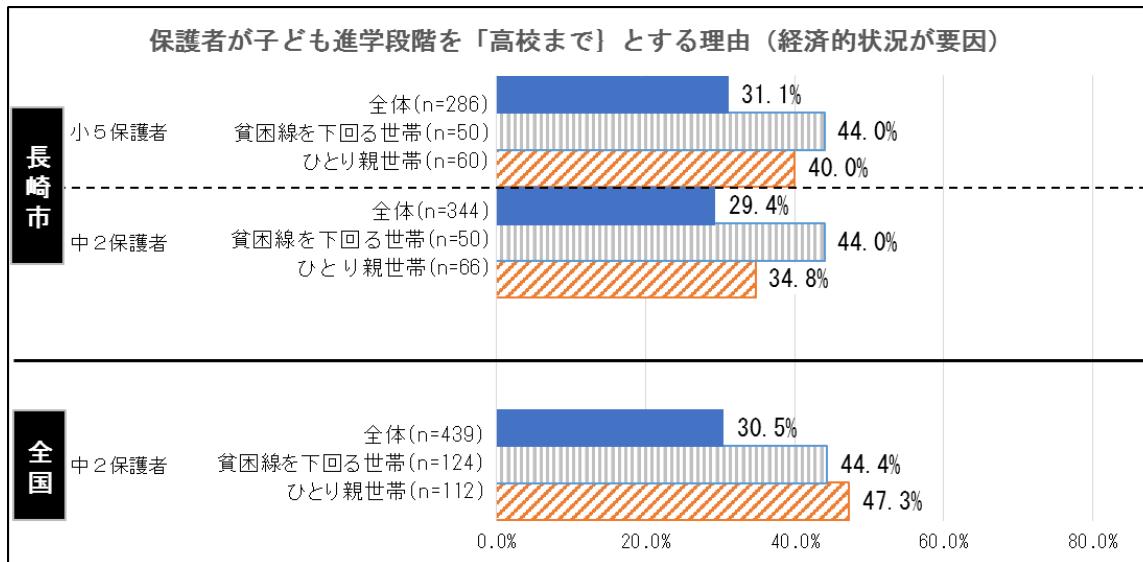
④ 進学の希望

●希望する進学段階

貧困線を下回る世帯やひとり親世帯では、子どもが将来どの段階まで進学するかの希望・展望に関して「高校まで」と回答した割合が高く、「大学またはそれ以上」と回答した割合が低くなっています。経済的理由により進学をあきらめる割合が全体と比較して高くなっています。



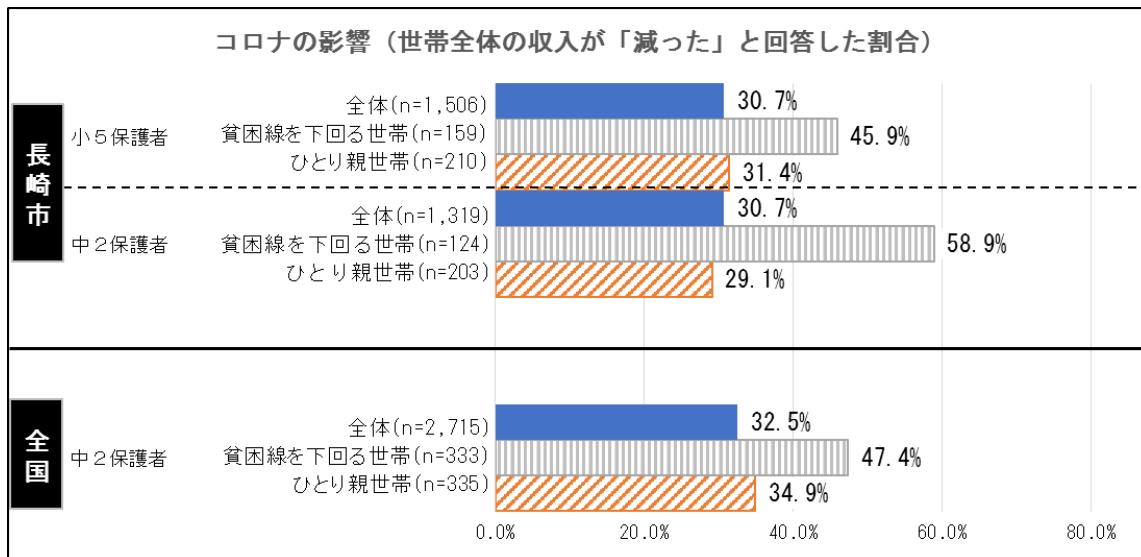




⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響

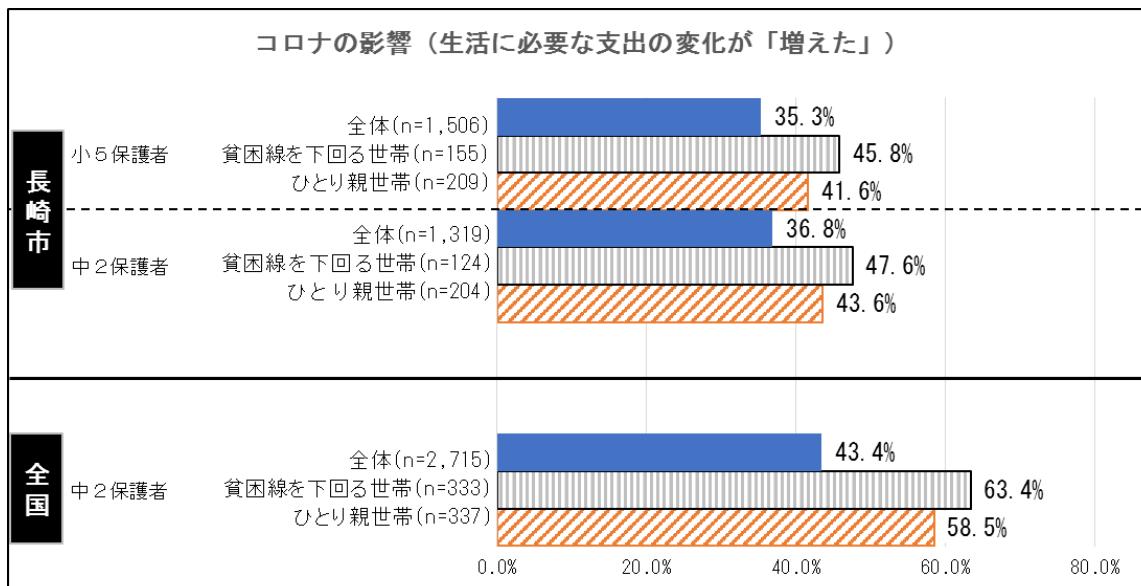
●世帯全体の収入の変化

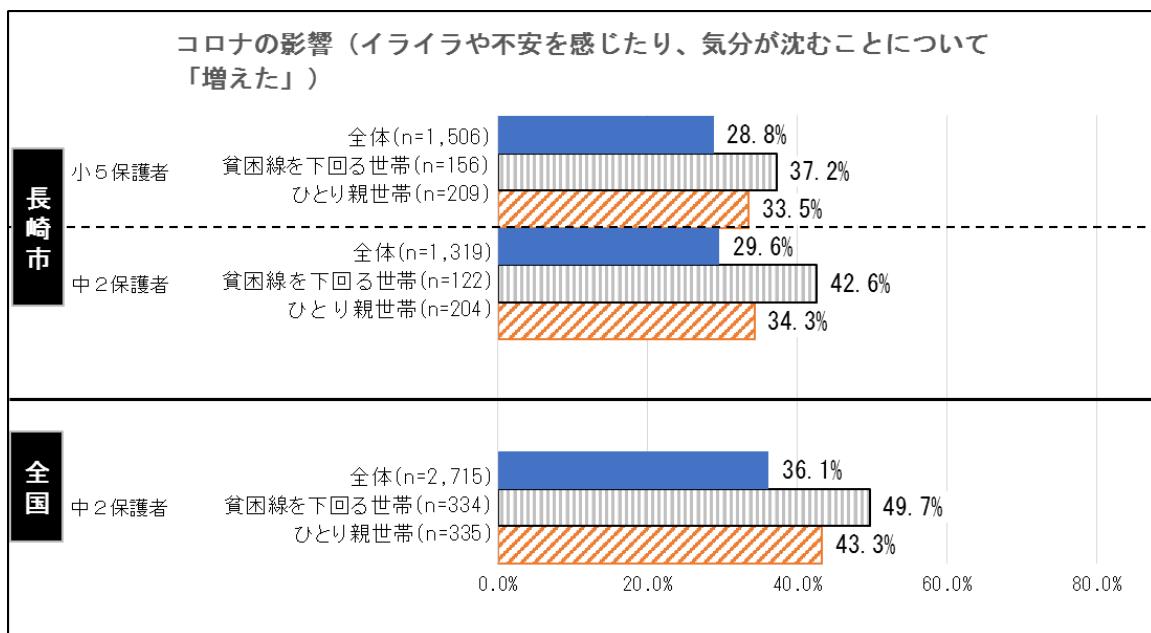
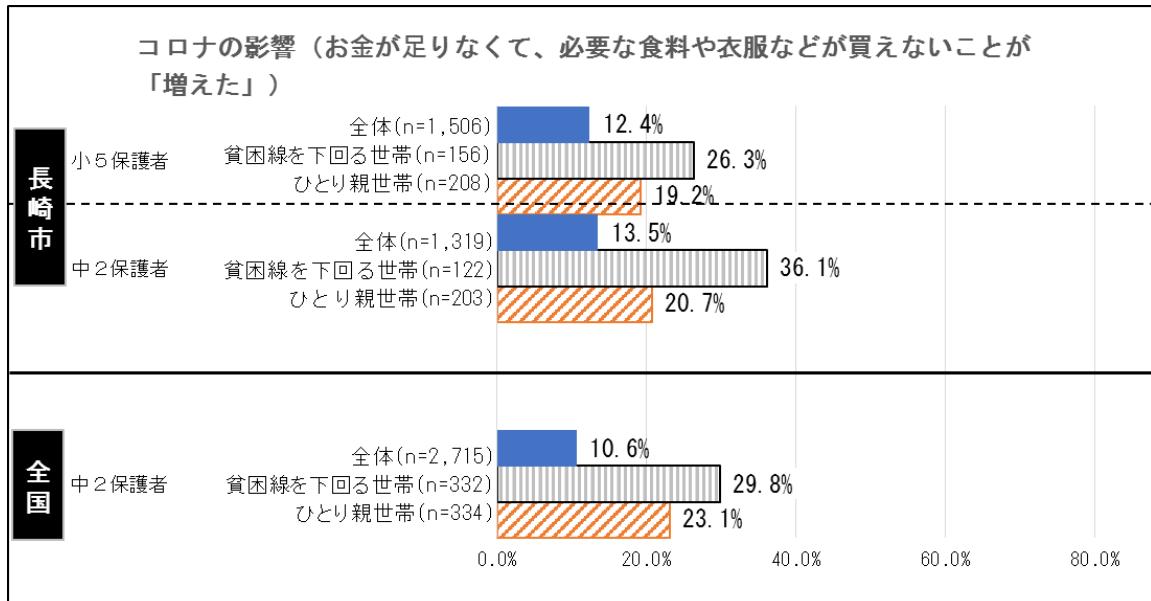
「減った」と回答した割合は、貧困線を下回る世帯で全体より大幅に高くなっていますが、ひとり親家庭は全体の割合と大きな差はありません。



●保護者の生活環境の変化

「生活に必要な支出の変化」、「お金が足りなくて、必要な食料や衣服などを買えないこと」、「イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について「増えた」と回答した割合は、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯で全体より高くなっています。

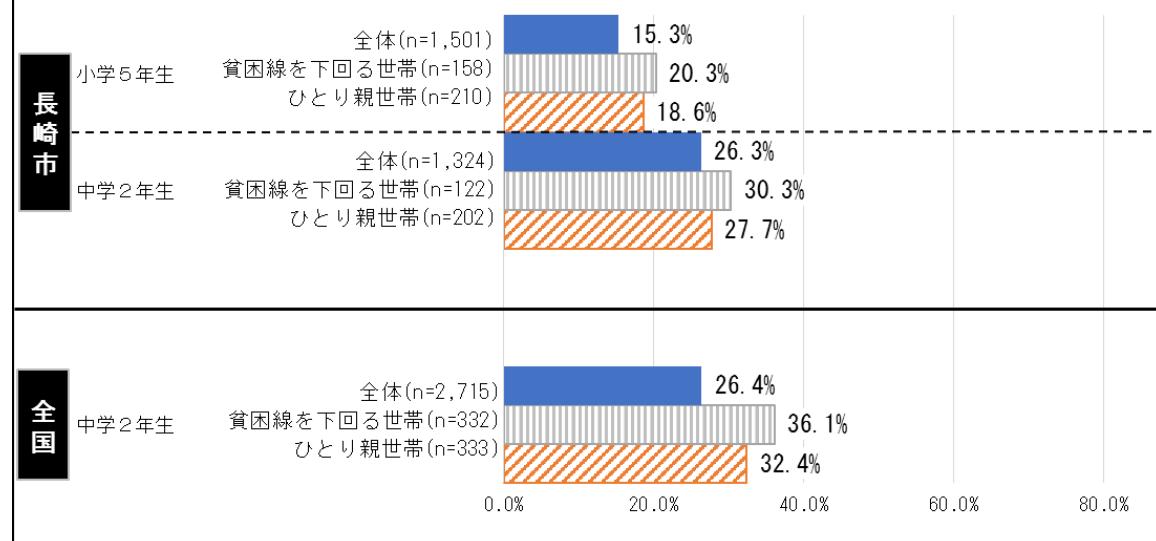




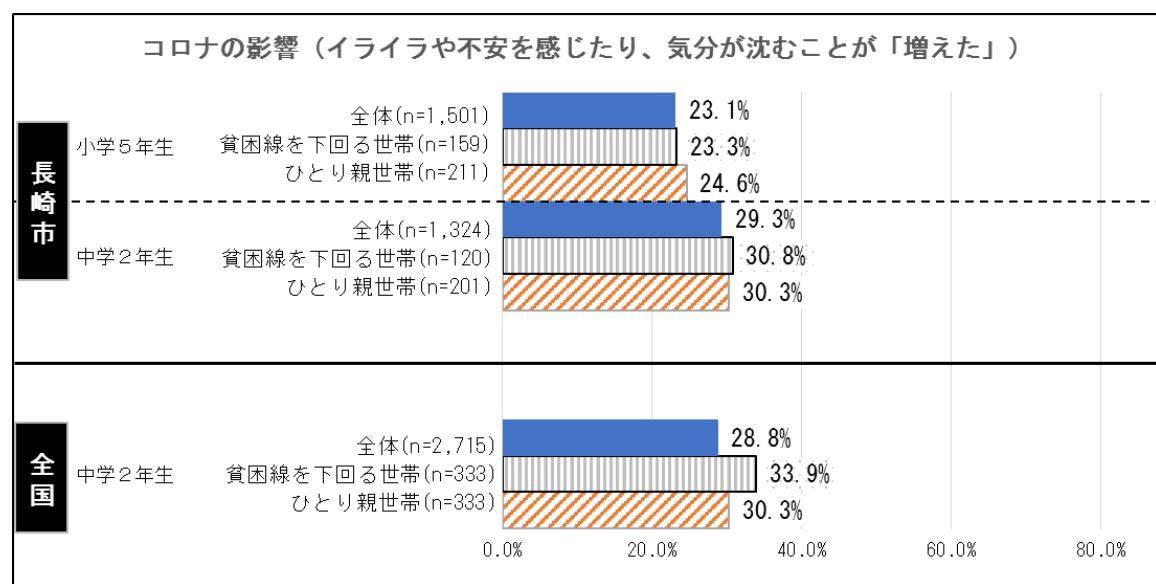
●子どもの生活環境の変化

子どもが「学校の授業が分からないと感じること」が増えた、「イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」が増えたと回答した割合は、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯で全体より高くなっています。

コロナの影響（学校の授業がわからないと感じることが「増えた」）



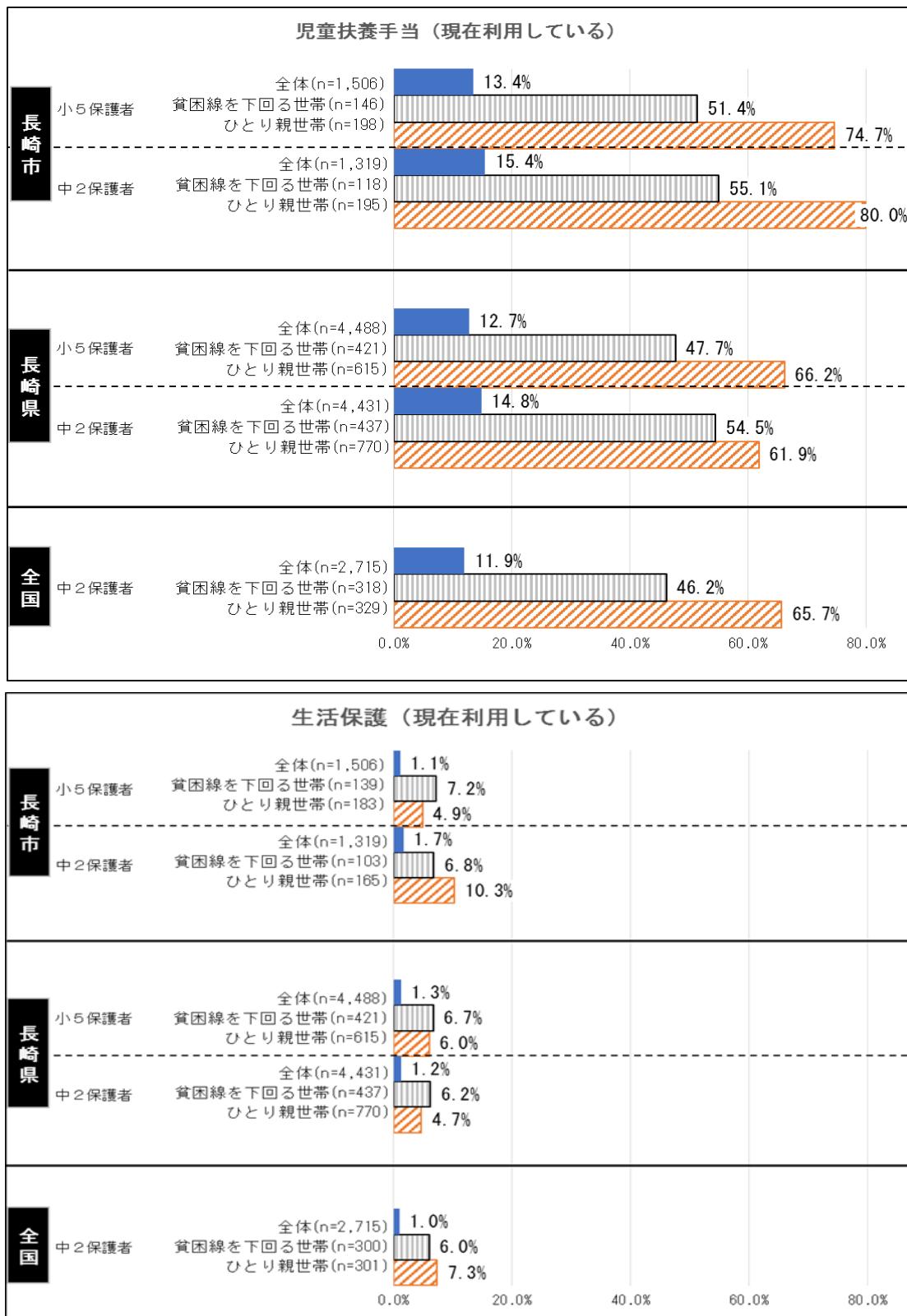
コロナの影響（イライラや不安を感じたり、気分が沈むことが「増えた」）

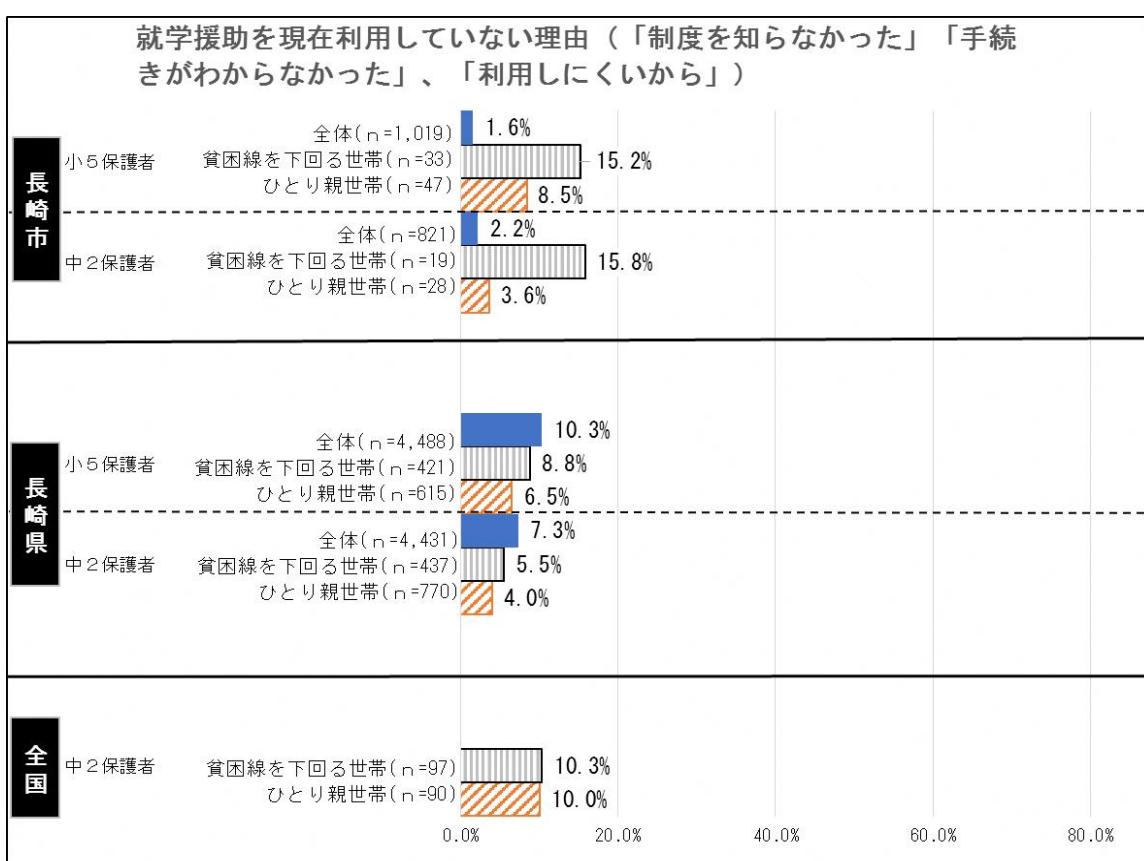
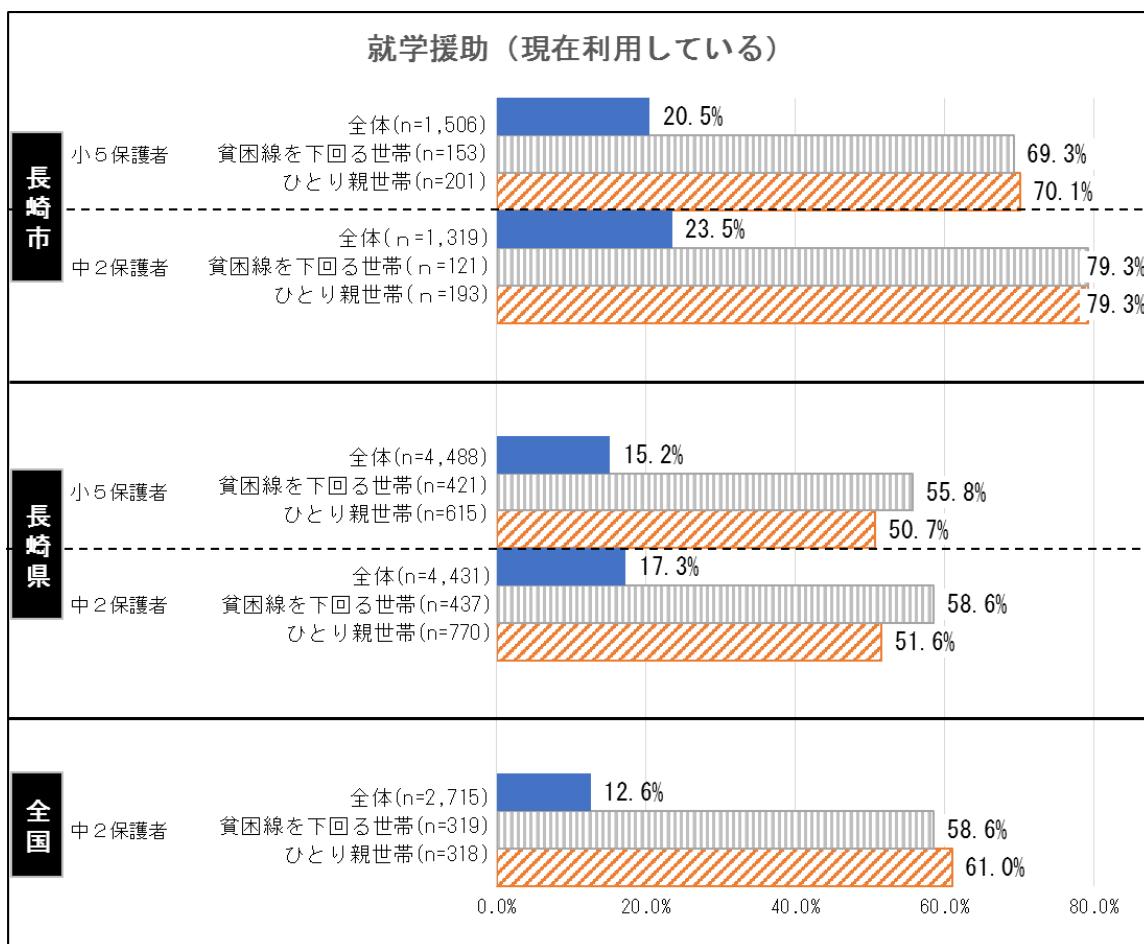


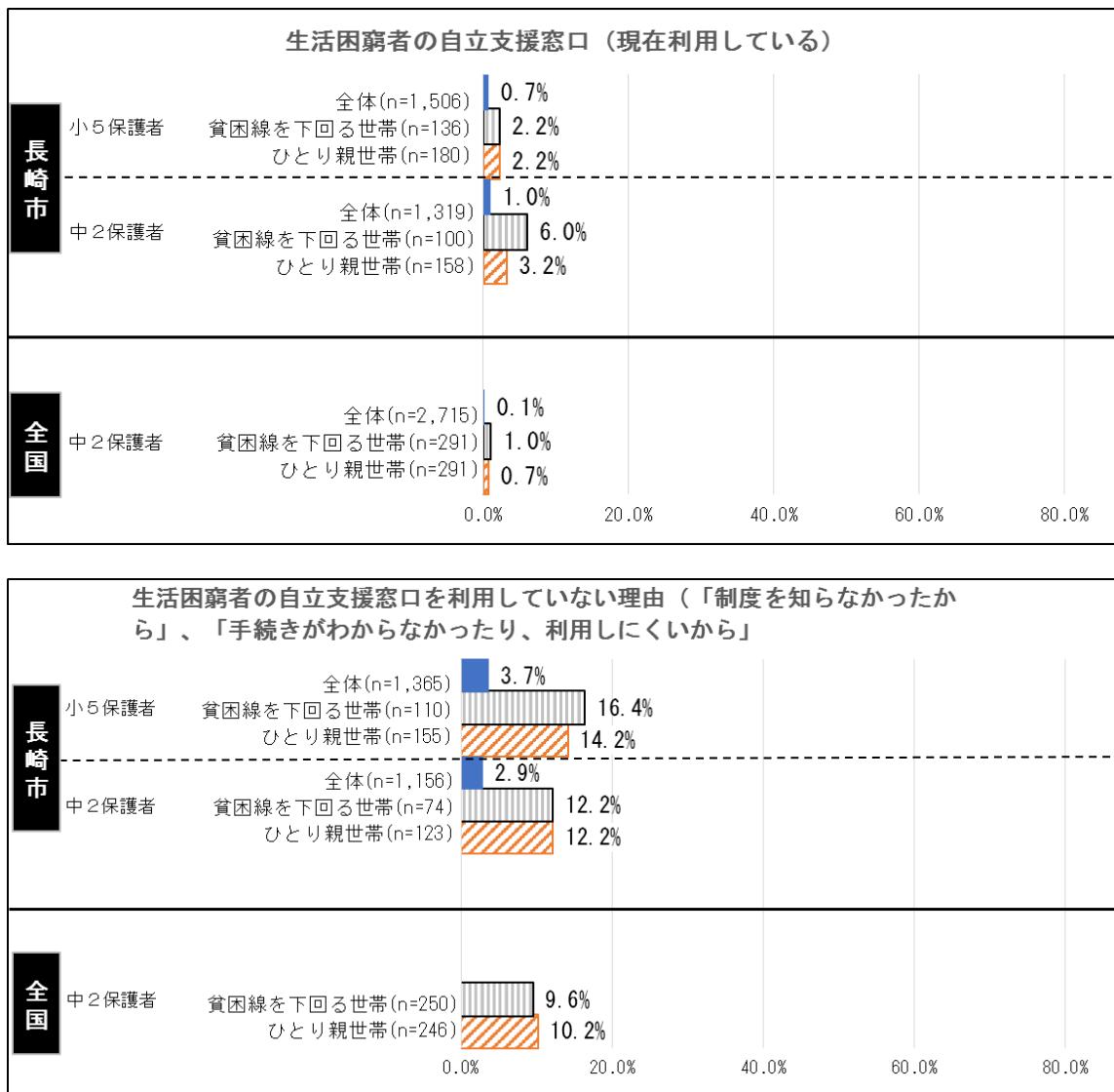
⑥ 支援制度の利用状況

●保護者の支援制度の利用状況

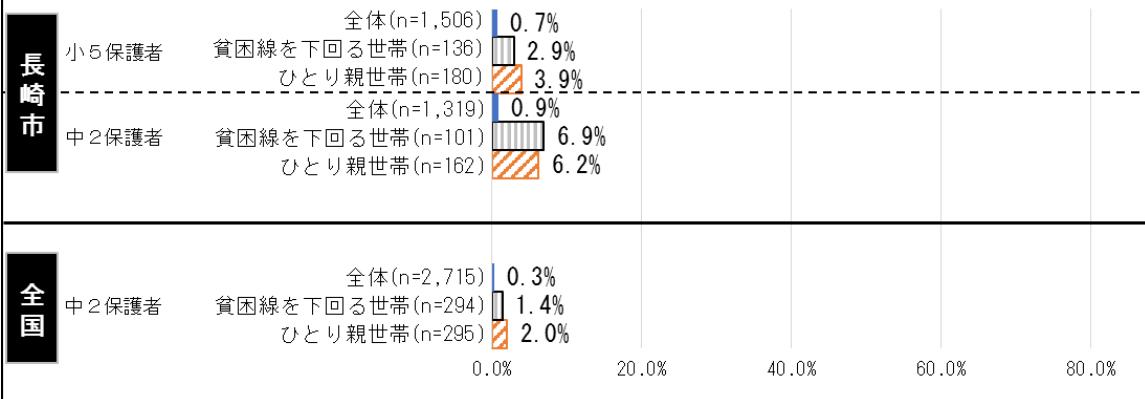
貧困線を下回る世帯やひとり親世帯において、支援制度を利用している割合が 全体と比較して大幅に高くなっています。これに対し、制度を利用していない理由が「制度を知らなかった」、「手続きがわからなかった」等と回答している割合が全体より高くなっています。また、長崎市は支援制度を受けている割合が国や県より高い傾向にあります。



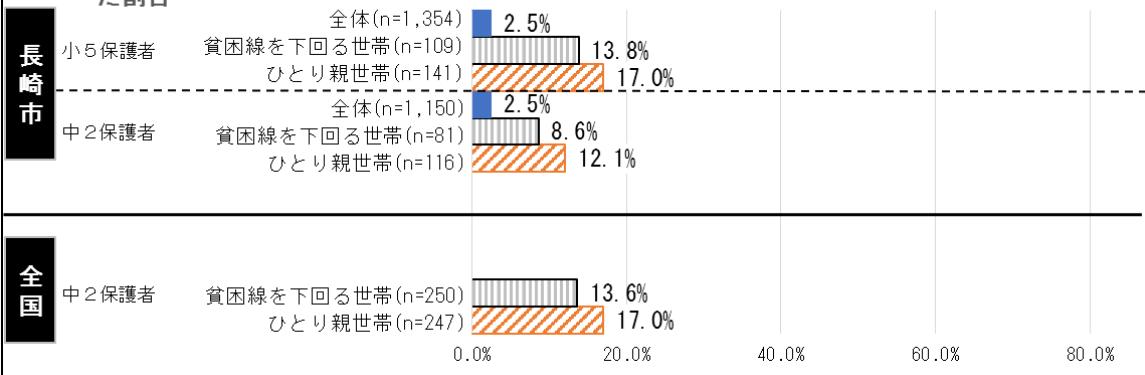




母子家庭等就業・自立支援センター（現在利用している）

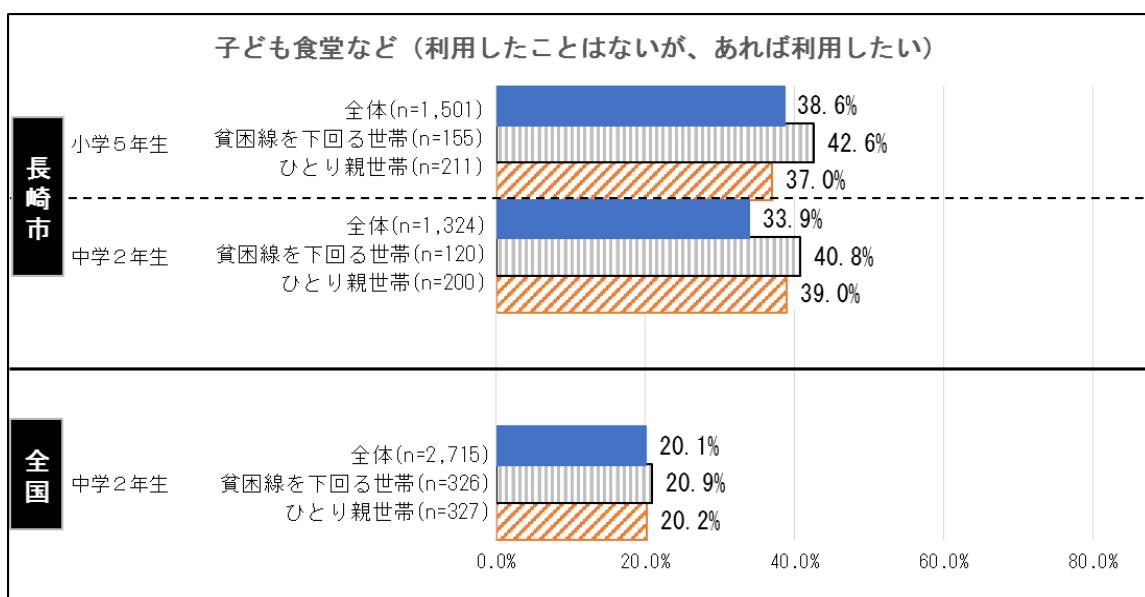
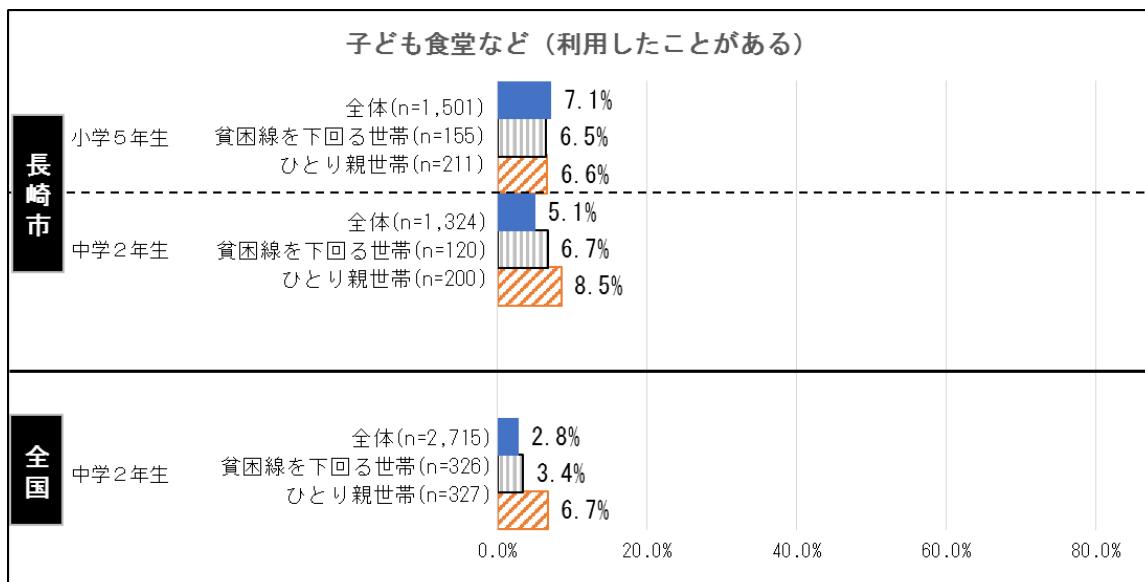


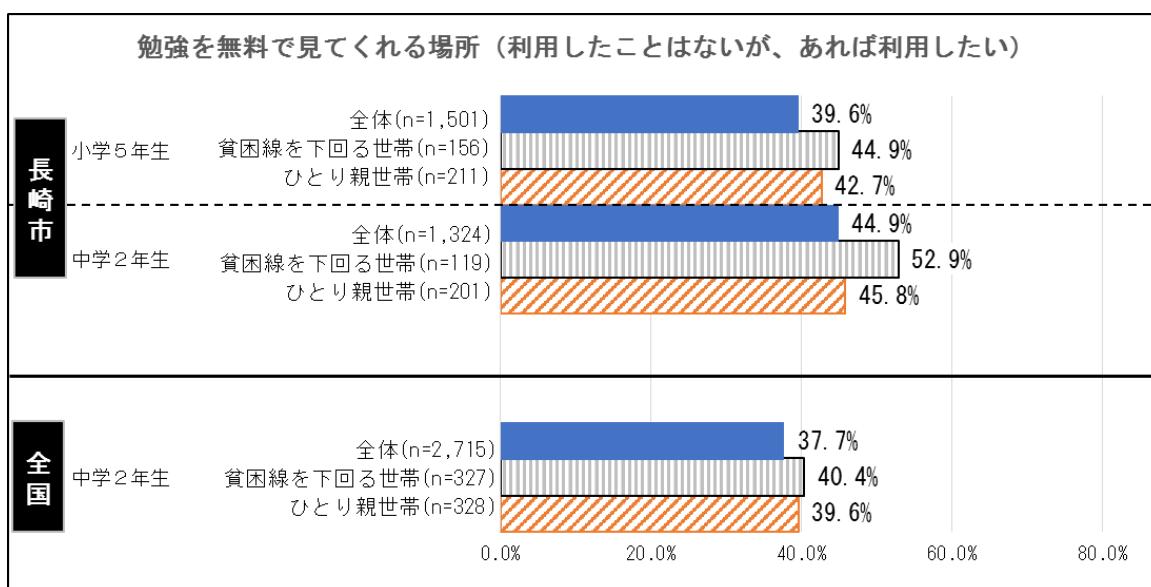
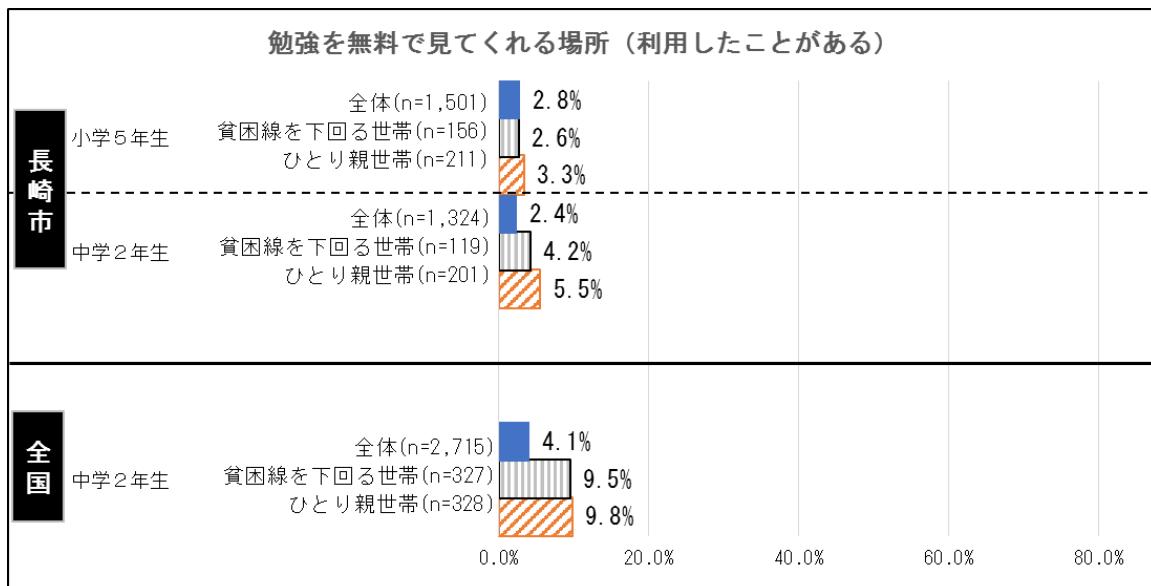
母子家庭等就業・自立支援センターを利用していない理由について「制度を知らないから」、「手続がわからなかったり、利用しにくいから」と回答した割合



●子どもの支援制度の利用状況

子ども食堂や無料で勉強をみてくれる場所の利用希望については、世帯区分で大きな差はありませんが、全国と比較すると利用を希望する割合は高くなっています。

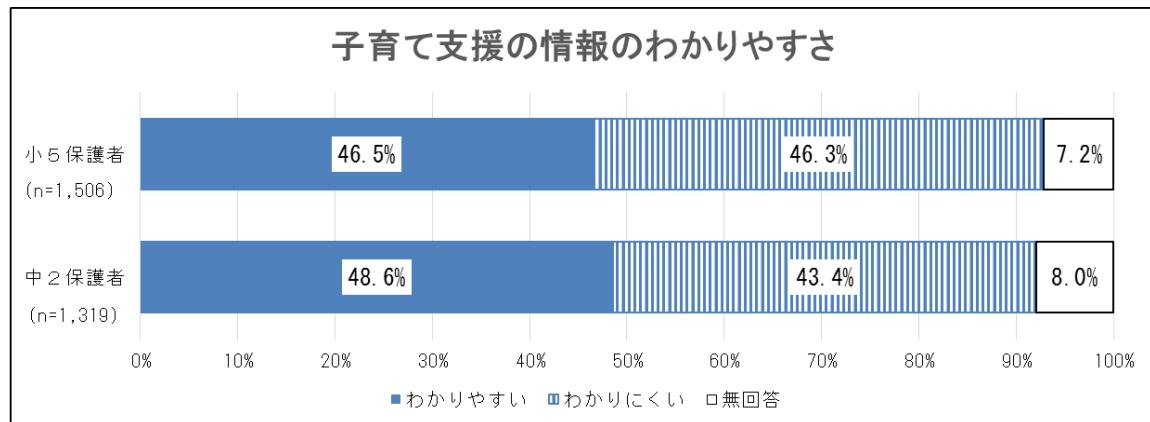
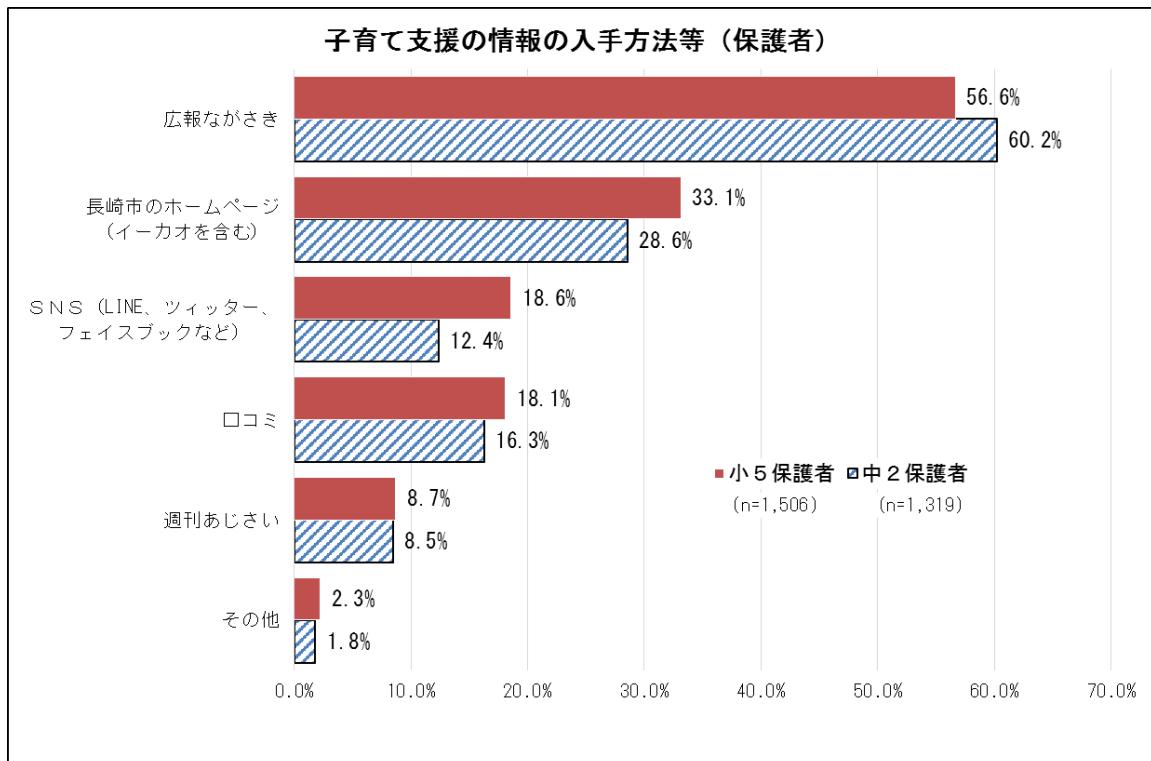




⑦ 子育て支援情報の入手方法

●情報の入手方法

「広報ながさき」に次いで「長崎市のホームページ（イーカオを含む）」となっています。しかしながら、その情報発信が「わかりにくい」との回答が半数近くあることから、わかりやすい情報発信が求められていることがうかがえます。



2 調査結果から見えた長崎市の課題

長崎市における調査の結果、回答者の 10.8%が貧困線を下回る世帯と区分されましたが、国（内閣府）が令和2（2020）年度に実施した「子供の生活に関する実態調査」で示された全国の等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満に該当する割合は 12.9%となっています。

しかしながら、世帯の収入に関しては、長崎市の等価世帯収入の中央値の2分の1の値は「123.0 万円」となっていますが、全国の値は「158.8 万円」となっていることから、長崎市の値を全国の収入の値に置き換えると、実際は長崎市における貧困線を下回る世帯の割合は 20.4%となり、全国から見た長崎市の状況は厳しいと言えます。

長崎市においても、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子どもの学習・生活など様々な面が影響を受けています。

また、貧困線を下回る世帯や、ひとり親世帯が、親子ともに多くの困難に直面しているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活状況がさらに厳しくなっています。

【教育に関する課題】

子どもが希望する自分の将来の進学段階を「大学またはそれ以上」と回答した割合は、全体が4割弱であるのに対して、貧困線を下回る世帯が2割程度、ひとり親世帯が3割程度となっています。

また、保護者が希望する子どもの進学段階についても、子どもの希望と同様の傾向が見られます。

保護者が子どもの進学段階を「高校まで」とする理由として「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した割合は、全体が3割程度であるのに対して、貧困線を下回る世帯で4割程度、ひとり親世帯で3割から4割程度となっています。

これらのことから、家庭の経済的状況が、子どもの進学などの教育に関して影響を及ぼしていることが伺えます。

このため、教育費に関する支援とともに教育の質の向上、大学等進学に関する教育機会の提供にも力を入れる必要があります。

【生活に関する課題】

保護者が過去 1 年間で、お金が足りず、必要とする食料が買えなかった経験があると回答した割合は、全体が2割弱であるのに対して、貧困線を下回る世帯では5割弱、ひとり親世帯では3割弱となっています。

ひとり親世帯では貧困線を下回る世帯よりも、この割合が高くありませんが、全体より大幅に割合が高くなっています。新型コロナウイルス感染症の影響で、より生活状況が厳しくなっていることが分かります。

特に長崎市は県と比較して、経済的理由で光熱水費が未払いになった経験がある割合が高くなっています。

また、「いざという時のお金の援助」について、頼れる人が「いない」と回答した割合は、全体と比較すると貧困線を下回る世帯やひとり親世帯は 2 倍近い割合となっています。

家庭の生活状況が、子どもの健やかな成長に心身ともに影響を及ぼすため、子どもとその保護者の生活の安定に資する取組みを行う必要があります。

【保護者の就労に関する課題】

母親の就労状況について「正社員・正規職員・会社役員」と回答した割合は、全体が3割程度であるのに対して、貧困線を下回る世帯は2割弱、ひとり親世帯は5割程度となっています。

これに対し、父親の就労状況について「正社員・正規職員・会社役員」と回答した割合は、全体が7割程度であるのに対して、貧困線を下回る世帯、ひとり親世帯ともに4割程度であり、いずれの世帯とも全体の 2 分の 1 程度の割合になっています。

母親については、市、県、全国のいずれもひとり親世帯が最も正規雇用率が高いのに対して、父親については、全国と比較すると、ひとり親世帯の正規雇用率が全国の 2 分の 1 程度の割合となっており、就労状況が生活に影響を及ぼしているものと考えられます。

このため、保護者の職業生活の安定と向上のための支援や、ひとり親に対する就労支援を行う必要があります。

【経済的負担に関する課題】

保護者が現在の家計の状況について最も近いものとして「赤字であり、借金をして生活又は貯金を取り崩している」と回答した割合は、全体が3割程度であるのに対して、貧困線を下回る世帯は6割程度、ひとり親世帯で4割程度となっています。

また、児童扶養手当を現在利用していると回答した保護者の割合は、全体が2割弱であるのに対して、貧困線を下回る世帯は5割を超えており、ひとり親世帯では8割程度となっています。その他にも就学援助を現在使用している割合は、全体が2割程度であるのに対して、貧困線を上回る世帯は7割程度、ひとり親世帯は7割～8割程度となっています。

さらに長崎市における支援制度を利用している割合は、県や全国と比較すると高くなっていることから、長崎市は家庭の経済的状況が厳しいことが伺えます。

家庭の経済的状況が子どもの教育を受ける機会などに影響を及ぼしていることから、子どもの成長に応じた形での経済的支援を行う必要があります。

第3章 計画の基本理念、基本方針及び重点施策等

I 基本理念

『すべての子どもたちが現在から将来にわたり、
心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち』

長崎市のすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どものことを第一に考え、貧困の状況にある子ども等が適切な支援を受けられるよう、この計画の基本理念を『すべての子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち』と定め、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

2 基本方針と重点施策

長崎市の子どもの貧困対策については、調査結果による長崎市の課題や、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を勘案し、次の基本方針のもと、4つの分野で重点施策を定め、総合的に推進していきます。

(1) 基本方針

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
- 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
- 関係機関や関係団体と連携した取組の推進

(2) 重点施策

○ 教育の支援

教育費に関する支援とともに教育の質の向上、大学等進学に関する教育機会の提供にも力を入れる必要があるため、地域と連携した学校指導や運営体制の充実のほか、就学支援などの経済的負担の軽減、障害のある児童やヤングケアラーなど、特に配慮を要する子どもへの支援などの施策に取り組んでいきます。

○ 生活の安定に資するための支援

家庭の生活状況が、子どもの健やかな成長に心身ともに影響を及ぼすため、子どもとその保護者の生活の安定に資する取組みを行う必要があり、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援から、保護者の自立支援、育児等の負担軽減を図り、併せて、子どもの生活支援や就労支援までの切れ目のない総合的な支援を、関係機関と連携を図りながら、一体的に取り組んでいきます。

○ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の職業生活の安定と向上のための支援や、ひとり親に対する就労支援を行う必要があるため、特にひとり親家庭の就労支援や、ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立の支援、生活困窮世帯等の就労の支援などの施策に取り組んでいきます。

○ 経済的支援

家庭の経済的状況が、子どもの教育を受ける機会などに影響を及ぼしていることから、子どもの成長に応じた形での経済的支援を行う必要があるため、児童扶養手当の支給など公的支援の制度の周知を図るとともに、確実に制度につなぐための仕組みづくりを進めるための施策に取り組んでいきます。

3 重点施策ごとの指標と目標値、目標を達成するための基本施策

(1) 計画の指標と目標値

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するための指標を掲げており、長崎県の指標では、都道府県ごとのデータがあり、計画の推進状況を把握するうえで必要と判断した指標を掲げています。

長崎市においても、国や県との比較を含め、本市の子どもの貧困対策の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するために、本市の施策に関する指標を設定し、改善に向けて取り組むこととします。

なお、目標値については、基本的に現行値が国の直近値より望ましい数値である場合は、現行値の小数点以下を切り捨て、或いは切り上げた数値を目標値とします。

また、現行値が国の直近値より望ましくない数値である場合は、国の直近値を目標値とします。

重点施策 1【教育の支援】

【教育の支援に関する指標及び目標値】

| No. | 指標 | 現行値 | 目標値 |
|-----|--|-----------------------------|----------|
| 1 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 98.0% (R3 年度) | 98.0% |
| 2 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | 1.4% (R3 年度) | 1.4% |
| 3 | 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 | 26.9% (R3 年度) | 36.0% |
| 4 | ひとり親家庭の子どもの入園希望に対する就園率 (保育所・幼稚園等) | 100% (R3 年度) | 100% |
| 5 | | 中学校卒業後 96.8% (R2 年度) | 97.0% |
| 6 | ひとり親家庭の子どもの進学率 | 高等学校卒業後 55.3% (R2 年度) | 58.5% |
| 7 | スクールソーシャルワーカーによる | 小学校 100% | 100% |
| 8 | 対応実績のある学校の割合 | 中学校 100% | 100% |
| 9 | 就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布) | | 実施 継続 |
| 10 | 新入学児童生徒学用品費等の入学前 | 小学校 実施 | 継続 |
| 11 | 支給の実施状況 | 中学校 実施 | 継続 |

(No.1～3) 長崎市生活福祉課調べ

(No.7～8) 長崎市教育研究所調べ

(No.4) 長崎市幼児課調べ

(No.9～11) 長崎市教育委員会総務課調べ

(No.5～6) 長崎県児童扶養手当受給者アンケート長崎市分

教育の支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り組んでいきます。

- (1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上
- (2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実
- (3) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (4) 特に配慮を要する子どもへの支援
- (5) 教育費負担の軽減
- (6) 地域における学習支援等
- (7) その他の教育支援等

重点施策2【生活の安定に資するための支援】

【生活の安定に資するための支援に関する指標及び目標値】

| No. | 指標 | | 現行値 | 目標値 |
|-----|-------------------------------|-----------|--------------------------------|----------------------|
| 1 | 電気、ガス、水道料金の未払い経験 | ひとり親世帯 | 13.3% (R3年度) | 13.0% |
| 2 | | 子どもがある全世帯 | 7.5% (R3年度) | 7.0% |
| 3 | 食料又は衣服が買えない経験 | ひとり親世帯 | 食料 28.4% 衣服 35.8% (R3年度) | 食料 28.0% 衣服 35.0% |
| 4 | | 子どもがある全世帯 | 食料 16.2% 衣服 20.8% (R3年度) | 食料 16.0% 衣服 20.0% |
| 5 | 子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 | ひとり親世帯 | 相談 8.7% お金 25.9% (R3年度) | 相談 8.0% お金 25.0% |
| 6 | | 貧困線を下回る世帯 | 相談 8.8% お金 24.3% (R3年度) | 相談 7.2% お金 20.4% |

出典：長崎市子どもの生活に関する実態調査

生活の安定に資するための支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り組んでいきます。

- (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子どもの生活支援
- (4) 子どもの就労支援
- (5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設等の措置解除後の支援
- (7) 支援体制の強化

重点施策3 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する指標及び目標値】

| No. | 指標 | | 現行値 | 目標値 |
|-----|-----------------------|------|------------------|-------|
| 1 | ひとり親家庭の親の就業率 | 母子世帯 | 90.3% (R2 年度) | 91.0% |
| 2 | | 父子世帯 | 87.2% (R2 年度) | 88.1% |
| 3 | ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 | 母子世帯 | 50.5% (R2 年度) | 51.0% |
| 4 | | 父子世帯 | 67.9% (R2 年度) | 69.4% |

出典：長崎県児童扶養手当受給者アンケート 長崎市分

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り組んでいきます。

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
- (2) ひとり親に対する就労支援
- (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

重点施策4【経済的支援】

【経済的支援に関する指標及び目標値】

| No. | 指標 | 現行値 | 目標値 |
|-----|-----------------------------|--------------------------|-------|
| 1 | 子どもの貧困率 | 10.8% (R3 年度) | 10.0% |
| 2 | ひとり親世帯の貧困率 | 36.2% (R3 年度) | 36.0% |
| 3 | ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 | 母子世帯 39.4% (R2 年度) | 42.9% |
| 4 | | 父子世帯 13.3% (R2 年度) | 20.8% |
| 5 | ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 | 母子世帯 75.4% (R2 年度) | 69.8% |
| 6 | | 父子世帯 95.0% (R2 年度) | 90.2% |

出典（No.1～2）長崎市子どもの生活に関する実態調査

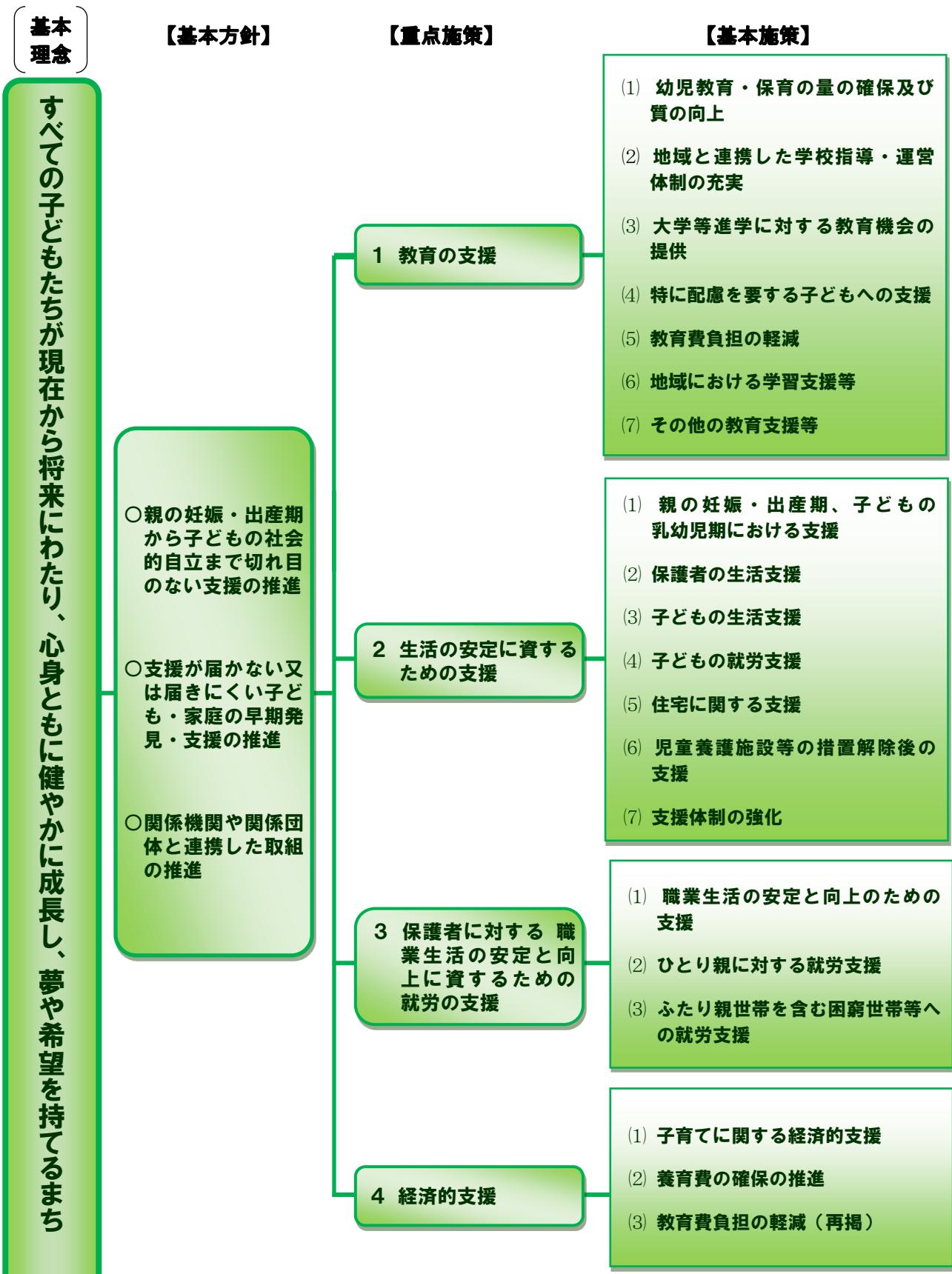
出典（No.3～6）長崎県児童扶養手当受給者アンケート

経済的支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り組んでいきます。

- (1) 子育てに関する経済的支援
- (2) 養育費の確保の推進
- (3) 教育費負担の軽減 [再掲]

4 施策体系

長崎市の子どもの貧困対策については、次の施策体系により、重点施策を総合的に推進していきます。



第4章 計画の具体的な取組み

I 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上

① 幼児教育・保育の量の確保

- 子育て家庭において、希望する幼児教育や保育を受けられるよう、今後の量の見込みや保護者のニーズ等を見極めたうえで、適切な幼児教育・保育の量を確保します。 (幼児課)

② 幼児教育・保育の質の向上

- 保育士、幼稚園教諭等を対象とする研修会の実施や処遇改善等を行うとともに、保育現場の職場環境の改善に取り組み、生涯働く魅力ある職場づくりを推進することで、市全体の保育の質の向上を図ります。 (幼児課)
- 幼児期の教育・保育と、小学校教育との円滑な接続のため、幼保小の子どもたちの交流と職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。 (幼児課・学校教育課)

(2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。

(教育研究所、学校教育課)

② 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう少人数指導や習熟度別指導等、子どもたち一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実します。
- 研修や研究指定を行うなどによる子どもたちの学力向上の推進や、子どもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着に向けた取り組み、外国語指導助手等を活用した国際理解教育の推進、ICT機器の効果的な活用を図るための教職員への研修などに努めます。 (学校教育課、教育研究所)

(3) 大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の進学・修学支援

- 生活保護世帯の子どもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。

(中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課)

- ひとり親家庭等に対し、子どもの大学等の修学に必要な資金の貸し付けを行います。

(こども政策課)

(4) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援学級及び障害のある児童生徒が在籍する通常学級の円滑な運営を支援するとともに、障害についての理解促進のための啓発活動等を行うなど特別支援教育の充実を図ります。

(教育研究所)

- 特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助し、経済的負担を軽減します。

(教育委員会総務課)

② 外国人児童生徒等への支援

- 外国人児童生徒等についても、教育の機会を適切に確保するため、教育相談員を派遣するなど教育相談や学習・生活支援に努めます。

(学校教育課)

③ ヤングケアラーへの支援

- 障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。

(こども政策課、子育てサポート課、幼児課、こどもみらい課、学校教育課、教育研究所、自治振興課、地域保健課、福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室、各総合事務所地域福祉課、生活福祉2課)

(5) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。
- 公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。

(教育委員会総務課)

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- 高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。
- 経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。
- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。

(教育委員会総務課)

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減

- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。

(中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課)

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減

- 母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。

(こども政策課)

(6) 地域における学習支援等

① 地域学校協働活動における学習支援等

- 放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようするため、放課後子ども教室の実施を推進します。 (こどもみらい課)

② 生活困窮世帯等への学習支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。 (生活福祉2課)

(7) その他の教育支援等

① 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。 (健康教育課)

② 多様な体験活動の機会の提供

- 放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようするため、放課後子ども教室の実施を推進します。 [再掲] (こどもみらい課)

2 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

① 妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援

- 母子健康手帳交付時の専門職による全ての妊婦との面接をはじめ、妊産婦及び乳幼児健康診査等を通じて、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点による訪問指導等により、相談支援を行える体制づくりを推進します。

(子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課)

② 特定妊婦等の把握と支援

- 母子健康手帳の交付時の面接や、産科等医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業等において、若年、貧困世帯など困難を抱える特定妊婦等を把握した場合は、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との連携のもと、養育支援訪問事業等により、地域における継続的な支援を強化します。

(子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課)

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 生活困窮者等の相談については、相談担当職員や支援員の能力向上を図るとともに、他機関との連携強化等を行うことで課題の解決を図ります。
- 就労支援員を中心とした各種就労支援事業間の連携のみならず、家計改善支援事業や健康管理支援事業も活用しながら、就職実現に向けて対象者の状況に応じた支援を実施します。
- 民間委託による就労支援事業において、民間のノウハウを活かした就労支援方法や就業訓練、就労準備支援の充実を図ります。

(生活福祉2課)

- ひとり親家庭への支援については、家庭生活支援員の派遣による家事や育児などの日常生活支援、母子・父子自立支援員による生活指導や相談・助言等による生活支援を推進します。（子育てサポート課・こども政策課）

② 保育等の確保

- 子育て家庭が自分の生活形態に合ったサービスを選択できるように、今後の保育の量の見込みや保護者のニーズ等を見極めたうえで、適切な保育の量を確保するとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ひとり親世帯のうち一定の所得以下の世帯や、保育所等を同時に利用する多子世帯の第二子以降の保育料を減額し、経済的負担の軽減を図ります。
(幼児課)
- 経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。
(こどもみらい課)

③ 保護者の育児負担の軽減

- 子育て家庭が地域で気軽に交流や相談などができるよう、子育て支援センターの充実を図ります。
(こども政策課)
- 保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
(子育てサポート課、幼児課)
- ひとり親家庭への支援については、家庭生活支援員の派遣による家事や育児などの日常生活支援、母子・父子自立支援員による生活指導や相談・助言等による生活支援を推進します。 [再掲]
(子育てサポート課・こども政策課)

(3) 子どもの生活支援

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施するとともに、専門相談員が関係機関と連携して、引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯の支援を推進します。
(生活福祉2課)
- 不登校や孤立、貧困など、多様かつ複合的な困難を抱える子どもの居場所づくりのため、庁内の関係各課と連携し支援体制の構築を図るとともに、関係する取り組みを行っている外部団体と協議を行い、効果的な支援のあり方について検討を進めます。
(こどもみらい課)
- 地域での子ども食堂が開設されることを応援するとともに、すでに活動している子どもの食堂が継続しやすい環境づくりに努めています。
(こども政策課)
- 経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。
[再掲]
(こどもみらい課)
- 経済的な理由から生理用品が購入できないなど、児童生徒から相談があった場合には、市立各学校において、生理用品を提供します。
(健康教育課)

② 食育の推進に関する支援

- 家庭における食育を推進するため、乳幼児健診時や地域において、朝食の重要性、共食の大切さや栄養バランスのとれた食事など食に関する意識向上につながるような普及啓発を行います。
(健康づくり課、各総合事務所地域福祉課)
- 保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。
(幼児課)

③ ヤングケアラーへの支援

- 障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。[再掲]
(こども政策課、子育てサポート課、幼児課、こどもみらい課、学校教育課、教育研究所、自治振興課、地域保健課、福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室、各総合事務所地域福祉課、生活福祉2課)

④ 障害児への支援

- 障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。
(障害福祉課)

(4) 子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施します。
(生活福祉2課)
- ひとり親家庭の子どもには、長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業相談・就業支援講習会等を行うとともに、ハローワーク等と連携し、就業支援を推進します。
(こども政策課)

② 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 「小学生まちづくりアイデアコンテスト」や「中学生議会」において、未来のまちづくりについて考える場を設け、小中学生もまちづくりの主役であるという意識を育て、長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム」を推進します。
(学校教育課)

(5) 住宅に関する支援

- 離職や収入減等により住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。 (生活福祉2課)
- ひとり親家庭の住宅支援については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金など利用可能なサービスの情報提供を行うなど支援を行います。 (こども政策課)
- ひとり親家庭等の市営住宅への優先的入居を実施します。 (建築総務課)
- 子育て家庭の経済的負担の軽減や、家族の支え合いによる子育てをしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得及び住宅改修費用の一部を助成します。 (住宅政策室)

(6) 児童養護施設等の措置解除後の支援

- 児童養護施設等に入所していた子どもが家庭に復帰した後に子どもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、子ども家庭総合支援拠点の専門の相談員による相談や定期的な訪問等を推進します。
- 長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、子どもとその家庭を支援するため情報を共有し、役割を明確にする等、関係機関との連携強化を図ります。

(子育てサポート課)

(7) 支援体制の強化

① 相談体制の強化

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な取り組みにより、母子健康手帳交付時の面接や、妊娠婦及び乳幼児の健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、全ての子どもとその家庭及び妊娠婦の状況を把握し、併せてあらゆる相談に応じるなかで、支援が必要な家庭等を把握し適切な支援につなぐなど相談支援体制を強化します。

(子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課)

- 長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、学校や保育所等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な子どもとその家庭を早期に発見し、情報共有や役割分担を明確にしながら、適切な支援を行います。 [再掲] (子育てサポート課)

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。 [再掲]

(教育研究所、学校教育課)

②ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化

- ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員が、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を行います。併せて、長崎市社会福祉協議会が行っている貸付制度についても周知を図ります。

(こども政策課)

③生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を活用して、ひとり親家庭が社会的につながりを持ち、地域社会から孤立しないために必要な支援を行います。

(生活福祉2課)

④相談職員の資質向上

- 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの職員のスキルアップのための研修受講など、職員の資質の向上を図ります。

(子育てサポート課)

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 長崎市労政によりやその他情報紙等による情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、周知啓発を図ります。

(産業雇用政策課、人権男女共同参画室)

- 若年者の地元就職・定着を促進するため、「地元で働く魅力の発信」、「働き方改革の推進」、「採用活動の支援」の3つの柱で事業を展開することで、地元企業の知名度向上を図るとともに、雇用の受け皿となる企業の受入れ態勢の整備を促進します。

(産業雇用政策課)

(2) ひとり親に対する就労支援

① ひとり親家庭の親への就労支援

- 長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおける就業支援及び専門家による相談、ハローワークマザーズコーナー、ながさき就職支援ルーム等との連携、母子・父子自立支援員による個々のケースに応じた自立支援計画の策定など、ひとり親家庭の就業支援を推進します。

- 介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講する者や、看護師等の資格取得のため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

(こども政策課)

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- 保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。 [再掲]

(子育てサポート課、幼児課)

- 経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないよう、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。 [再掲]

(こどもみらい課)

(3) ひとり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 就労機会の確保

- ハローワークや民間の就労支援機関等と連携し、困窮世帯等の状況に応じ、子育てとの両立が可能な求人情報の提供や応募書類の作成、面接演習等を実施し、就労の実現と自立を目指した支援を行います。

(生活福祉2課)

② 親の学び直しの支援

- ハローワークと連携し、職業訓練や各種講座の案内、生活保護制度の生業扶助等の活用により、学び直しの支援を行います。 (生活福祉2課)

③ 非正規雇用から正規雇用への転換

- 非正規などの不安定な雇用環境にある方が生活費や住宅費の心配をすることなく、正規雇用を目指すことができるよう金銭給付を受けながら求職活動を行うことができる職業訓練受講給付金や住居確保給付金などの制度活用を図ります。 (生活福祉2課)

4 経済的支援

(1) 子育てに関する経済的支援

- ひとり親世帯等の18歳到達年度の末日までにある児童（障害児童は20歳未満）について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童を養育する母又は父又は養育者に児童扶養手当を支給します。
- 中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、子ども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。
(こども政策課)
- 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持や自立した生活が送れるよう支援を行います。
(中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課)
- 日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
(障害福祉課)

(2) 養育費の確保の推進

- 長崎県と共同で運営する長崎県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、就業等に関する求人情報、職業訓練情報の提供、相談、及び養育費等の専門家による法律相談等を実施します。 [再掲]
(こども政策課)

(3) 教育費負担の軽減 [再掲]

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。
- 公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。
(教育委員会総務課)

② 高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減

- 高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。
- 経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。
- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。

(教育委員会総務課)

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減

- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。

(中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課)

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減

- 母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。

(こども政策課)

第5章 計画の推進

I 計画の推進体制

この計画は、地域や民間事業者、関係団体等と積極的に連携・協働しながら、取り組んでいきます。

本計画の推進にあたっては、着実な実施を図るため、様々な分野の関係部局で構成される「長崎市子ども・子育て推進本部」において横断的に全庁一丸となって計画の推進に努めます。

また、子どもや家庭に対する施策を効果的に推進するには、「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に推進し、子どもや子育て家庭を地域社会全体で支援していくこととします。

2 計画の進捗管理等

本計画の進捗管理にあたっては、分野別施策の各事業の進捗状況について、毎年度、「長崎市子ども・子育て推進本部」で検証のうえで、「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に報告し、計画の取組み・事業の円滑な実施へのご意見をいただきます。

本計画の内容、進捗状況等については、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等で公表し、市民への周知を図ります。

また、今後の社会情勢等による子どもを取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて本計画の見直しを検討します。

資料

I 長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催状況

| 会議 | 開催日 | 内容 |
|-----|------------|-----------------------------|
| 第1回 | 令和4年12月20日 | (仮称)長崎市子どもの貧困対策推進計画の素案について |
| 第2回 | 令和5年3月23日 | (仮称)長崎市子どもの貧困対策推進計画の最終案について |

※令和4年度の児童福祉専門分科会のうち、「子どもの貧困対策推進計画」に関する審議を行った会議及び内容のみ記載。

【参考資料Ⅰ】 国の「子供の貧困対策に関する大綱」（抜粋）

(1) 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

(2) 基本的方針

＜分野横断的な基本方針＞

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

＜分野ごとの基本方針＞

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民間の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

国の「子供の貧困に関する指標」

| 指標 | 直近値 | 算出方法 |
|-----------------------------|--|---|
| 教育の支援 | | |
| 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 | 93.7% (平成30年4月1日 現在) | 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であつて、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業者総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ) |
| 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 | 4.1% (平成30年4月1日 現在) | 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除したもの (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ) |
| 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 | 36.0% (平成30年4月1日 現在) | 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であつて、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業者数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ) |
| 児童養護施設の子供の進学率 | 中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日 現在) | その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ) |
| | 高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日 現在) | 高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業者及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ) |
| ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等) | 81.7% (平成28年11月1日 現在) | 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査) |
| ひとり親家庭の子供の進学率 | 中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日 現在) | 母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査) |

| | | | |
|--|----------|--------------------------------|---|
| | 高等学校等卒業後 | 58. 5% (平成 28 年 11 月 1 日現在) | 母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所: 全国ひとり親世帯等調査) |
| 全世帯の子供の高等学校中退率 | | 1. 4% (平成 30 年度) | 年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所: 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) |
| 全世帯の子供の高等学校中退者数 | | 48, 594人 (平成 30 年度) | 年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所: 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) |
| スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 | 小学校 | 50. 9% (平成 30 年度) | 全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所: 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ) |
| | 中学校 | 58. 4% (平成 30 年度) | 全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所: 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ) |
| スクールカウンセラーの配置率 | 小学校 | 67. 6% (平成 30 年度) | 全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された小学校の割合 (出所: 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ) |
| | 中学校 | 89. 0% (平成 30 年度) | 全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された中学校の割合 (出所: 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ) |
| 就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合) | | 65. 6% (平成 29 年度) | 「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所: 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ) |
| 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 | 小学校 | 47. 2% (平成 30 年度) | 「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所: 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ) |
| | 中学校 | 56. 8% (平成 30 年度) | |
| 高等教育の修学支援新制度の利用者数 | 大学 | — | 高等教育の修学支援新制度(給付型奨学生、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始 |
| | 短期大学 | — | |
| | 高等専門学校 | — | |
| | 専門学校 | — | (出所: 独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ) |

| 生活の安定に資するための支援 | | | | |
|---------------------------------------|--------|------------------|--------|---|
| 電気、ガス、水道 料金の未払い経 験 | ひとり親世帯 | 電気料金 | 14. 8% | ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未 払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) |
| | | ガス料金 | 17. 2% | |
| 子供がある全 世帯 | | 水道料金 | 13. 8% | 子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未 払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) |
| | | (平成 29 年) | | |
| 食料又は衣服が 買えない経験 | ひとり親世帯 | 食料が買えない経験 | 34. 9% | ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必 要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「とき どきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった6. 7%、ときどきあった11. 8%、まれにあった16. 4%)衣 服が買えない経験(よくあった10. 0%、ときどきあった10. 5%、まれにあった19. 2%) |
| | | 衣服が買えない絏験 | 39. 7% | |
| 子供がある全 世帯 | | (平成 29 年) | | 子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族 が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、 「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない絏験(よくあった2. 5%、ときどきあった5. 1%、まれにあった9. 2%) 衣服が買えない絏験(よくあった3. 0%、ときどきあった5. 6%、まれにあった12. 3%) |
| | | 食料が買えない絏験 | 16. 9% | |
| 子供がある世 帯員で頼れ る人がいないと 答えた人の割合 | ひとり親世帯 | 衣服が買えない絏験 | 20. 9% | ひとり親世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が 「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答 した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) |
| | | (平成 29 年) | | |
| 等価可処分所 得第 I ~ III 十 分位 | | 重要な事柄の相談 | 8. 9% | 子供がある世帯で等価可処分所得が第 I ~ III 十分位の世 帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と 回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含 まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) |
| | | いざという時のお金の 援助 | 25. 9% | |
| | | (平成 29 年) | | 子供がある世帯で等価可処分所得が第 I ~ III 十分位の世 帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と 回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含 まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) |
| | | 重要な事柄の相談 | 7. 2% | |
| | | いざという時のお金の 援助 | 20. 4% | |
| | | (平成 29 年) | | |

| 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | | | |
|-------------------------------|------|---------------------|--|
| ひとり親家庭の親の就業率 | 母子世帯 | 80. 8% (平成 27 年) | 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査) |
| | 父子世帯 | 88. 1% (平成 27 年) | 父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査) |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 | 母子世帯 | 44. 4% (平成 27 年) | 就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査) |
| | 父子世帯 | 69. 4% (平成 27 年) | 就業している父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査) |

| 経済的支援 | | | |
|----------------------------|----------|----------------------|---|
| 子供の貧困率 | 国民生活基礎調査 | 13. 9% (平成 27 年) | 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17 歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:国民生活基礎調査) |
| | 全国消費実態調査 | 7. 9% (平成 26 年) | 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17 歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:全国消費実態調査) |
| ひとり親世帯の貧困率 | 国民生活基礎調査 | 50. 8% (平成 27 年) | 貧困線に満たない大人一人(18 歳以上 65 歳未満)と子供(17 歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:国民生活基礎調査) |
| | 全国消費実態調査 | 47. 7% (平成 26 年) | 貧困線に満たない大人一人(18 歳以上)と子供(17 歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:全国消費実態調査) |
| ひとり親家庭のうち養育費についての決めをしている割合 | 母子世帯 | 42. 9% (平成 28 年度) | 養育費の決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査) |
| | 父子世帯 | 20. 8% (平成 28 年度) | 養育費の決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査) |
| ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 | 母子世帯 | 69. 8% (平成 28 年度) | 養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計)) |
| | 父子世帯 | 90. 2% (平成 28 年度) | 養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計)) |

<国の「指標の改善に向けた重点施策」>

1 教育の支援

- (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
 - (幼児教育・保育の無償化)
 - (幼児教育・保育の質の向上)
- (2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - (スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)
 - (学校教育による学力保障)
- (3) 高等学校等における修学継続のための支援
 - (高校中退の予防のための取組)
 - (高校中退後の支援)
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
 - (高等教育の修学支援)
- (5) 特に配慮を要する子供への支援
 - (児童養護施設等の子供への学習・進学支援)
 - (特別支援教育に関する支援の充実)
 - (外国人児童生徒等への支援)
- (6) 教育費負担の軽減
 - (義務教育段階の就学支援の充実)
 - (高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)
 - (生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)
 - (ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)
- (7) 地域における学習支援等
 - (地域学校協働活動における学習支援等)
 - (生活困窮世帯等への学習支援)
- (8) その他の教育支援
 - (学生支援ネットワークの構築)
 - (夜間中学の設置促進・充実)
 - (学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)
 - (多様な体験活動の機会の提供)

2 生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - (妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)
 - (特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)
- (2) 保護者の生活支援
 - (保護者の自立支援)
 - (保育等の確保)
 - (保護者の育児負担の軽減)

(3) 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

(社会的養育が必要な子供への生活支援)

(食育の推進に関する支援)

(4) 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

(高校中退者等への就労支援)

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

(子供の社会的自立の確立のための支援)

(5) 住宅に関する支援

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

(家庭への復帰支援)

(退所等後の相談支援)

(7) 支援体制の強化

(児童家庭支援センターの相談機能の強化)

(社会的養護の体制整備)

(市町村等の体制強化)

(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)

(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)

(相談職員の資質向上)

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)

(2) ひとり親に対する就労支援

(ひとり親家庭の親への就労支援)

(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

(企業表彰)

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

(就労機会の確保)

(親の学び直しの支援)

(非正規雇用から正規雇用への転換)

4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

(養育費の確保の推進)

(教育費負担の軽減)

【参考資料2】 長崎県子どもの貧困対策推進計画（抜粋）

(1) 計画の理念

長崎県のすべての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目指し、子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どものことを第一に考え、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

(2) 計画の基本方針と重点施策

本県の子どもの貧困対策については、子どもの現状や、国の大綱を踏まえ、以下の基本方針のもと、4つの分野で重点施策を定め、総合的に推進していきます。

また、子どもの貧困対策の大きな要素となる良質な雇用の場の創出や、産業振興については、「長崎県総合計画」及び「まち・人・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向け、全力をあげて取組んでいるところであります、これらの取組とも連動しながら、施策を推進していきます。

【基本方針】

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
- 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
- 市町をはじめ関係機関と連携した取組の推進

重点施策1) 教育の支援

- ・ 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられる機会が必要であり、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるとともに、教育費の負担軽減や、高校中退を防止するための支援、中退後の継続的なサポートなど、教育の支援に必要な措置を講じていきます。

重点施策2) 生活の安定に資するための支援

- ・ 貧困の状況にある家庭や子どもは、経済的な困窮のみならず、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多くの困難を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立などにより、必要な支援を受けることができずに、一層困難な状況に陥りやすい可能性があるため、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、居場所づくりや気軽に相談できる体制の整備など、子どもとその保護者の生活の安定に資するための措置を講じていきます。
- ・ また、各種事業に取り組むにあたっては、ひとり親家庭への支援制度や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などの関連制度と一体的な支援を図っていきます。

重点施策3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 安定した生活を送るためには、親の就労状況が安定していることが重要です。また、親が働く姿を見せてることで、子どもが働くことの価値や意味を学ぶためにも重要です。ひとり親のみならず、生活が困難な状態にある世帯については、保護者の状況にあったきめ細やかな支援を図るなど、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援のために、必要な措置を講じていきます。

重点施策4) 経済的支援

- ・ 保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、児童扶養手当や児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金などの公的支援を組み合わせて世帯の生活基盤を支えていく必要があります。こうした制度の周知を図るとともに、確実に制度につなぐための仕組みづくりを進め、経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

(3) 計画の指標と目標値

国の新大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するために39の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、本県の子どもの貧困対策の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するために、指標を設定することとします。本県の指標については、国の指標のうち、都道府県ごとのデータがあり、計画の推進状況を把握するうえで必要と判断した重点施策に関する32の指標と、分野横断的な施策に関する2つの指標を設定し、改善に向けて取り組むこととします。

長崎県の指標と目標値

重点施策1) 教育の支援

| NO | 指標 | | 現行値 | 目標値 | 全国 |
|----|------------------------------|--------------|-----------------------|-------|------------------------|
| 1 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | | 94.9% (H26~30の平均①) | 95.4% | 93.7% (H30.4.1現在①) |
| 2 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | | 5.0% (H26~30の平均①) | 全国直近値 | 4.1% (H30.4.1現在①) |
| 3 | 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 | | 25.3% (H30.4.1現在①) | 全国直近値 | 36.0% (H30.4.1現在①) |
| 4 | 児童養護施設の子どもの進学率 | 中学校卒業後 | 100% (H30年度 a) | 100% | 95.8% (H30.5.1現在②) |
| 5 | | 高等学校等 卒業後 | 34.1% (H30年度 a) | 45% | 30.8% (H30.5.1現在②) |
| 6 | ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等) | | 調査予定 (R2年度 b) | | 81.7% (H28.11.1現在③) |
| 7 | ひとり親家庭の子どもの進学率 | 中学校卒業後 | 94.6% (H29年度 b) | 全国直近値 | 95.9% (H28.11.1現在③) |
| 8 | | 高等学校等 卒業後 | 46.8% (H29年度 b) | 全国直近値 | 58.5% (H28.11.1現在③) |
| 9 | 全世帯の子どもの高等学校中退率 | | 1.2% (H30年度④) | 1.0% | 1.4% (H30年度④) |
| 10 | 全世帯の子どもの高等学校中退者数 | | 324人 (H30年度④) | 250人 | 48,594人 (H30年度④) |
| 11 | スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 | 小学校 | 66.4% (H30年度 c) | 70% | 50.9% (H30年度⑤) |
| 12 | | 中学校 | 82.1% (H30年度 c) | 85% | 58.4% (H30年度⑤) |
| 13 | スクールカウンセラーの配置率 | 小学校 | 40.8% (R元年度 c) | 50% | 67.6% (H30年度⑥) |
| 14 | | 中学校 | 77.3% (R元年度 c) | 80% | 89.0% (H30年度⑥) |

重点施策2) 生活の安定に資するための支援

| NO | 指標 | | 現行値 | 目標値 | 全国 |
|----|---------------------------------------|--------------------|--|-------|--|
| 15 | 電気、ガス、水道 料金の未払い経験 | ひとり親世帯 | 電気・ガス・水道などが 止まった経験 4.8% (H30年度 d) | 現行値改善 | 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (H29年⑧) |
| 16 | | 子どもがある 全世帯 | 電気・ガス・水道などが 止まった経験 1.5% (H30年度 d) | 現行値改善 | 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (H29年⑧) |
| 17 | 食料又は衣服が買 えない経験 | ひとり親世帯 | 必要な食料品が買えなかっただけの経験 7.3% 必要な服や靴を買うのを控えた経験 31.5% (H30年度 d) | 現行値改善 | 食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (H29年⑧) |
| 18 | | 子どもがある 全世帯 | 必要な食料品が買えなかっただけの経験 3.0% 必要な服や靴を買うのを控えた経験 19.4% (H30年度 d) | 現行値改善 | 食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (H29年⑧) |
| 19 | 子どもがある世帯 の世帯員で頼れる 人がいないと答えた人の割合 | ひとり親世帯 | 悩みや子育ての相談などを できる人が欲しいがいない 5.7% (H30年度 d) | 現行値改善 | 重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年⑧) |
| 20 | 子どもがある世帯 の世帯員で頼れる 人がいないと答えた人の割合 | 等価可処分所得 第Ⅰ～Ⅲ十分位 | 悩みや子育ての相談などを できる人が欲しいがいない 3.8% (H30年度 d) | 現行値改善 | 重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年⑧) |

重点施策3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

| NO | 指標 | | 現行値 | 目標値 | 全国 |
|----|-------------------------------|------|--------------------|-------|------------------|
| 21 | ひとり親家庭の親 の就業率 | 母子世帯 | 90.5% (H29年度 b) | 現行値改善 | 80.8% (H27年⑨) |
| 22 | | 父子世帯 | 95.5% (H29年度 b) | 現行値改善 | 88.1% (H27年⑨) |
| 23 | ひとり親家庭の親 の正規の職員・従 業員の割合 | 母子世帯 | 50.6% (H29年度 b) | 現行値改善 | 44.4% (H27年⑨) |
| 24 | | 父子世帯 | 66.5% (H29年度 b) | 全国直近値 | 69.4% (H27年⑨) |

重点施策4) 経済的支援

| NO | 指標 | | 現行値 | 目標値 | 全国 |
|----|-----------------------------|----------|--------------------|-------|-------------------|
| 25 | 子どもの貧困率 | 国民生活基礎調査 | 11.2% (H30年度 d) | 現行値改善 | 13.5% (H30年⑩) |
| 26 | | 全国消費実態調査 | | | 7.9% (H26年⑪) |
| 27 | ひとり親世帯の貧困率 | 国民生活基礎調査 | 30.2% (H30年度 d) | 現行値改善 | 48.1% (H30年⑩) |
| 28 | | 全国消費実態調査 | | | 47.7% (H26年⑪) |
| 29 | ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 | 母子世帯 | 32.9% (H29年度 b) | 全国直近値 | 42.9% (H28年度③) |
| 30 | | 父子世帯 | 10.7% (H29年度 b) | 全国直近値 | 20.8% (H28年度③) |
| 31 | ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 | 母子世帯 | 調査予定 (R2年度 b) | | 69.8% (H28年度③) |
| 32 | | 父子世帯 | 調査予定 (R2年度 b) | | 90.2% (H28年度③) |

分野横断的な施策

| NO | 指標 | 現行値 | 目標値 |
|------------------|---|--|------------------|
| ①確実に支援につなぐ仕組みづくり | | | |
| 1 | 支援制度を知らないと回答した貧困線を下回る世帯の割合 (※児童扶養手当はひとり親世帯の割合) | 就学援助費 8.8%、児童扶養手当 3.5%、 生活保護 5.2%、 行政や社会福祉協議会からの貸付金 33.7%、 高等学校等就学支援金 28.5% (平成30年度 d) | 現行値改善 |
| ②地域における支援体制の充実強化 | | | |
| 2 | 計画を策定した市町数 | 13市町 (R2.3末現在 a) | 20市町 (小賀値町除く) |

(1) 事業体系図

<重点施策>

重点施策1 教育の支援

- | | |
|--|---|
| (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 | ①幼児教育・保育の無償化 ②幼児教育・保育の質の向上 |
| (2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 | ①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ②学校教育による学力保障 |
| (3) 高等学校等における修学継続のための支援 | ①高校中退の予防のための取組 ②高校中退後の支援 |
| (4) 大学等進学に対する教育機会の提供 | ①高等教育の修学支援 ②県立大学生に対する経済的支援 |
| (5) 特に配慮を要する子どもへの支援 | ①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援 ②特別支援教育に関する支援の充実 ③外国人児童生徒等への支援 |
| (6) 教育費負担の軽減 | ①義務教育段階の就学支援の充実 ②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減 ④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減 |
| (7) 地域における学習支援等 | ①地域学校協働活動における学習支援等 ②生活困窮世帯等への学習支援 |
| (8) その他の教育支援 | ①夜間中学の設置促進・充実 ②学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保 ③多様な体験活動の機会の提供 |

重点施策2 生活の安定に資するための支援

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 | ①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 |
| (2) 保護者の生活支援 | ①保護者の自立支援 ②保育等の確保 ③保護者の育児負担の軽減 |

| | |
|--|--------------------------------|
| | (3) 子どもの生活支援 |
| | ①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援 |
| | ②社会的養育が必要な子どもへの生活支援 |
| | ③食育の推進に関する支援 |
| | (4) 子どもの就労支援 |
| | ①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援 |
| | ②高校中退者等への就労支援 |
| | ③児童福祉施設入所児童等への就労支援 |
| | ④子どもの社会的自立の確立のための支援 |
| | (5) 住宅に関する支援 |
| | (6) 児童養護施設退所者等に関する支援 |
| | ①家庭への復帰支援 |
| | ②退所等後の相談支援 |
| | (7) 支援体制の強化 |
| | ①児童家庭支援センターの相談機能の強化 |
| | ②社会的養護の体制整備 |
| | ③市町等の体制強化 |
| | ④ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進 |
| | ⑤生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 |
| | ⑥相談職員の資質向上 |

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

| | |
|--|--------------------------|
| | (1) 職業生活の安定と向上のための支援 |
| | ①職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 |
| | (2) ひとり親に対する就労支援 |
| | ①ひとり親家庭の親への就労支援 |
| | ②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立 |
| | ③ひとり親家庭の親の学び直しの支援 |
| | ④企業表彰 |
| | (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 |
| | ①就労機会の確保 |
| | ②親の学び直しの支援 |
| | ③非正規雇用から正規雇用への転換 |

重点施策4 経済的支援

| | |
|--|------------------------|
| | (1) 児童扶養手当をはじめとした経済的支援 |
| | (2) 養育費の確保の推進 |
| | (3) 教育費負担の軽減 (再掲) |

<分野横断的な施策>

- ①確実に支援につなぐ仕組みづくり
- ②地域における支援体制の充実強化

長崎市子どもの貧困対策推進計画
令和5年3月発行
編集・発行／長崎市こども部こども政策課

〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号
TEL:095-829-1278

►<https://ekao-ng.jp/>



長崎市の子育て応援情報サイト「イーカオ」

長崎市 イーカオ

検 索